

# 第3期曾於市障がい者基本計画

(素案)



# 目次

<b>第1章 障がい者基本計画について</b>	<b>1</b>
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象期間	3
4. S D G s との関連	3
<b>第2章 障がいのある人の現状</b>	<b>4</b>
1. 障がい者の推移	4
2. 障がい者の状況	5
3. 知的障がい者の状況	9
4. 精神障がい者の状況	11
5. 難病患者数の状況	13
6. 障がいのある児童・生徒就学状況	14
7. 福祉サービスの状況	17
8. 雇用・就労状況	19
9. 経済的支援の状況	20
10. 障がい者（児）施設の状況	22
11. 地域での支え合い、助け合いの状況	24
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	<b>34</b>
1. 計画の基本理念	34
2. 「曾於市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」との整合性	34
3. 施策の体系	35
<b>第4章 計画の推進（分野別施策の方向）</b>	<b>36</b>
1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	36
2. 安全・安心な生活環境の整備	37
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	38
4. 防災、防犯等の推進	39
5. 行政サービス等における配慮の充実	40
6. 保健・医療の推進	41
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	42
8. 教育の振興	45
9. 雇用・就業、経済的自立の支援	46
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	47
<b>第5章 計画の推進体制</b>	<b>48</b>
1. 計画の点検及び評価体制	48

2. 推進体制の充実.....	48
<b>資料編.....</b>	<b>49</b>
1. 曽於市福祉計画等策定委員会設置要綱 .....	49
2. 曽於市福祉計画等策定委員名簿 .....	51
3. 用語解説 .....	52

# 第1章 障がい者基本計画について

## 1. 計画策定の趣旨

本市においては、平成28年3月に計画期間を10年とする「曾於市障害者基本計画(第2期)」を策定し、各種の障がい者施策に取り組んできましたが、令和7年度で第2期計画の終了期間を迎えることから、これまでの施策の実施状況や環境の変化等を踏まえながら、新たな「曾於市障がい者基本計画(第3期)」を策定します。

### 障害者制度改革推進の動向(国・県)

国・県		
平成26年	「障害者権利条約」(平成26年1月批准) 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」(平成26年10月施行)	・障がいの有無によって分け隔てられることのない、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す
平成28年	「障害者総合支援法・児童福祉法」改正(平成28年6月、平成30年4月～施行)	・自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援の新設 ・障害児福祉計画の策定 ・医療的ケアを要する障がい児に対する支援など
	「障害者差別解消法」(平成28年4月施行)	・障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指す
	「障害者雇用促進法」改正(平成28年4月施行)	・障がい者の職業生活における自立を促進するための措置を講じ、障がい者の職業の安定を図る
	「発達障害者支援法」改正(平成28年8月施行)	・教育、就労の支援、地域での生活支援等の充実など
平成30年	「障害者総合支援法・児童福祉法」改正(平成30年4月施行)	・自立生活援助、就労定着支援新設など
	「障害者文化芸術推進法」(平成30年6月施行)	・文化芸術の鑑賞・創造の機会の拡大 ・文化芸術の作品等の発表の機会の確保など
	「バリアフリー法」改正(平成30年11月施行)	・地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進
令和元年	「読書バリアフリー法」(令和元年6月施行)	・視覚障がい者等の読書環境の整備の推進
令和2年	「かごしま県民手話言語条例」(令和2年3月施行)	
	「障害者雇用促進法」改正(令和2年4月施行)	・障がい者の活躍の場の拡大に関する措置 ・国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置など
	「バリアフリー法」改正(令和2年6月施行)	・「心のバリアフリー」の推進など
	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」(令和2年12月施行)	・電話リレーサービスの提供の業務を行う者の指定など
令和3年	「障害者差別解消法」改正(令和3年6月施行)	・事業者に対する合理的配慮の提供の義務付け ・障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化など
	「医療的ケア児及びその家族に対する支援法」(令和3年9月施行)	・医療的ケア児及び家族の日常生活における支援など
令和4年	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」(令和4年5月施行)	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進
令和6年	「障害者総合支援法」改正(令和6年4月施行)	・地域生活支援体制の充実や就労支援の強化など
	「児童福祉法」改正(令和6年4月施行)	・多様な障がいのあるこどもや家庭環境等に困難を抱えたこども等に対する適切な発達支援の提供や地域全体の障がい児支援の質の底上げなど
	「障害者差別解消法」改正(令和6年4月施行)	・児童等に対する家庭及び養育環境の支援の強化 ・児童の権利の擁護が図られた施策を推進など
令和7年	「児童福祉法」改正(令和7年10月施行)	・虐待を受けたこどもへの対応の強化など

## 2. 計画の位置づけ

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される基本的な計画です。

### (参考：障害者基本法第 11 条第 3 項)

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

#### ※国の「障害者基本計画（第5次）」のポイント

- ・基本的な考え方：障害者が自らの決定に基づき社会に参加し、その能力を最大限発揮できるようにすることを目指す。
- ・施策の基本的な方向：差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止、雇用・就業の支援、情報アクセシビリティの向上。
- ・社会参加の促進：障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去し、当事者本位の総合的な支援を行う。
- ・SDGsとの関連：SDGsの視点を取り入れた施策の推進。
- ・PDCAサイクルの活用：実効性のある取り組みを推進するためにPDCAサイクルを活用する。

#### 曾於市の関連計画との関係

##### 曾於市総合振興計画（令和8年度～令和17年度）

将来像：豊かな大地と 人の絆が 未来につながるまち 曽於

##### 曾於市地域福祉計画（平成29年度～令和8年度）

基本理念：健やかで共に支え合う福祉のまちづくり

介護保険事業計画  
老人保健福祉計画

子ども・子育て支援事業計画

健康増進計画

整合

障がい者基本計画  
障がい福祉計画・障がい児福祉計画

連携

国 障害者基本計画

鹿児島県 障害者計画

### 3. 計画の対象期間

令和8(2026)年度から令和14(2032)年度までの7年間

本市の障がい者基本計画は、第2期計画まで10年を1期として策定していましたが、第3期計画においては令和8年度から令和14年度の7年を1期として策定します。

年度 計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
障がい者基本計画	第1期	第2期障がい者基本計画													第3期障がい者基本計画			
障がい福祉計画	第4期			第5期			第6期			第7期			第8期			第9期		
障がい児福祉計画				第1期			第2期			第3期			第4期			第5期		

国	第3次障害者 基本計画	第4次障害者基本計画	第5次障害者基本計画
県	県障害者計画 (H25～H29)	県障害者計画 (H30～R4)	県障害者計画 (R5～R9)

### 4. SDGsとの関連

#### SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals）は、平成27年9月の国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、平成28年から令和12年までの国際目標です。

SDGsでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、17の国際目標と169のターゲット（指標）が掲げられています。

本計画においても、SDGsの視点を取り入れながら、障がい者基本計画を推進します。



## 第2章 障がいのある人の現状

### 1. 障がい者の推移

本市の障がい者人口は、令和6年度末現在で、身体障がい者が2,087人、知的障がい者が479人、精神障がい者が276人、合計で2,842人となっています。

平成28年度からの手帳所持者数の推移をみると、身体障がい者は減少傾向に、知的障がい者は横ばい傾向に、精神障がい者は増加傾向にあります。

総人口に占める割合をみると国・県と比較して高い割合となっていますが、国・県が増加傾向にある状況で、本市においては減少傾向にあります。

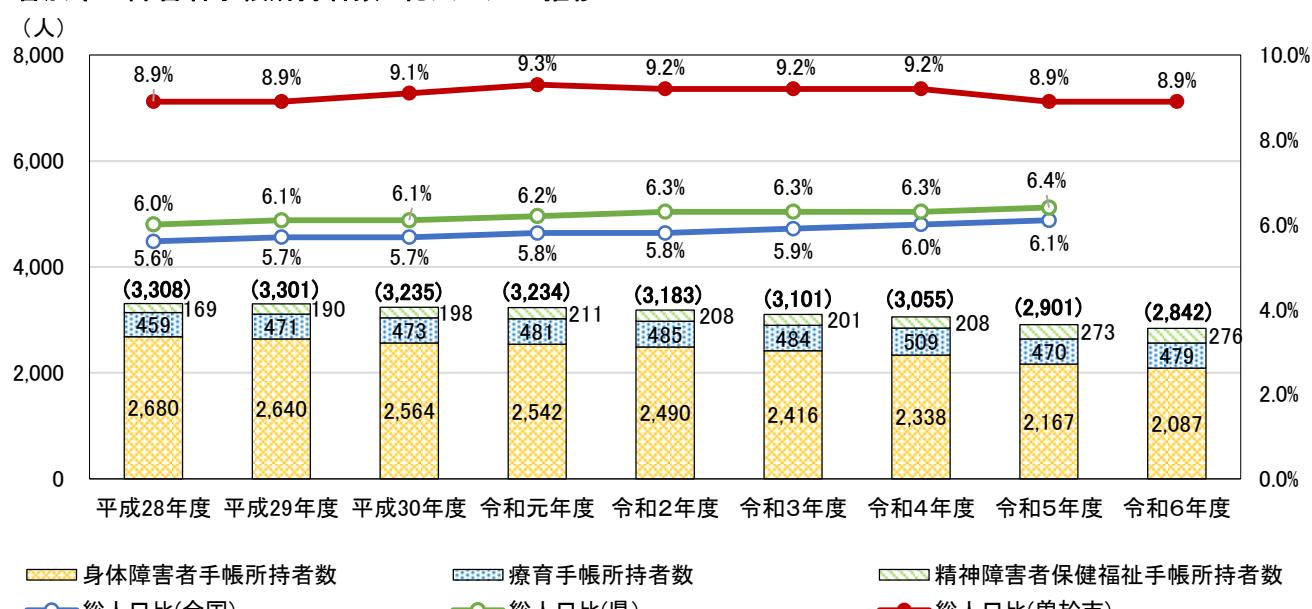
■全国・県・曾於市の障がい者人口と総人口比

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
全国 (千人)	総人口	127,907	—	127,707	—	127,444	—	127,138	—	126,654	—	125,928	—	125,417	—	124,885	—	—	
	手帳所持者	7,167	5.6%	7,233	5.7%	7,324	5.7%	7,396	5.8%	7,405	5.8%	7,453	5.9%	7,506	6.0%	7,596	6.1%	—	
	身体	5,148	4.0%	5,108	4.0%	5,087	4.0%	5,048	4.0%	4,971	3.9%	4,909	3.9%	4,842	3.9%	4,783	3.8%	—	
	療育	1,045	0.8%	1,080	0.8%	1,116	0.9%	1,151	0.9%	1,179	0.9%	1,213	1.0%	1,243	1.0%	1,282	1.0%	—	
	精神	974	0.8%	1,045	0.8%	1,121	0.9%	1,197	0.9%	1,255	1.0%	1,331	1.1%	1,421	1.1%	1,532	1.2%	—	
県 (人)	総人口	1,668,003	—	1,655,888	—	1,643,437	—	1,630,146	—	1,617,850	—	1,605,419	—	1,591,699	—	1,576,361	—	—	
	手帳所持者	100,820	6.0%	100,256	6.1%	100,074	6.1%	100,911	6.2%	101,266	6.3%	100,891	6.3%	100,601	6.3%	101,395	6.4%	—	
	身体	68,730	4.1%	66,712	4.0%	65,169	4.0%	64,500	4.0%	63,729	3.9%	61,966	3.9%	60,317	3.8%	59,374	3.8%	—	
	療育	18,829	1.1%	19,436	1.2%	20,036	1.2%	20,696	1.3%	21,276	1.3%	21,873	1.4%	22,473	1.4%	23,151	1.5%	—	
	精神	13,261	0.8%	14,108	0.9%	14,869	0.9%	15,715	1.0%	16,261	1.0%	17,052	1.1%	17,811	1.1%	18,870	1.2%	—	
曾於市 (人)	総人口	37,038	—	37,010	—	35,424	—	34,723	—	34,516	—	33,743	—	33,291	—	32,590	—	31,825	
	手帳所持者	3,308	8.9%	3,301	8.9%	3,235	9.1%	3,234	9.3%	3,183	9.2%	3,101	9.2%	3,055	9.2%	2,910	8.9%	2,842	8.9%
	身体	2,680	7.2%	2,640	7.1%	2,564	7.2%	2,542	7.3%	2,490	7.2%	2,416	7.2%	2,338	7.0%	2,167	6.6%	2,087	6.6%
	療育	459	1.2%	471	1.3%	473	1.3%	481	1.4%	485	1.4%	484	1.4%	509	1.5%	470	1.4%	479	1.5%
	精神	169	0.5%	190	0.5%	198	0.6%	211	0.6%	208	0.6%	201	0.6%	208	0.6%	273	0.8%	276	0.8%

※全国値：福祉行政報告例、衛生行政報告例、鹿児島県：保健福祉部障害福祉課 各年度3月31日現在

※曾於市 総人口及び手帳所持者 各年度3月31日現在

曾於市の障害者手帳所持者数と総人口比の推移



## 2. 障がい者の状況

### (1) 身体障害者手帳所持者数の推移(障がい種別)

身体障害者手帳所持者の推移をみると、令和6年度末現在で2,087人となっており、平成28年度の2,680人と比較して593人の減少となっています。肢体不自由と内部障がいが特に減少している状況です。

障がい種別でみると、令和6年度末現在で肢体不自由が1,132人で54.2%と最も多く、次いで内部機能障がいが627人で30.0%となっています。

#### ■身体障害者手帳所持者数の推移(障がい種別)

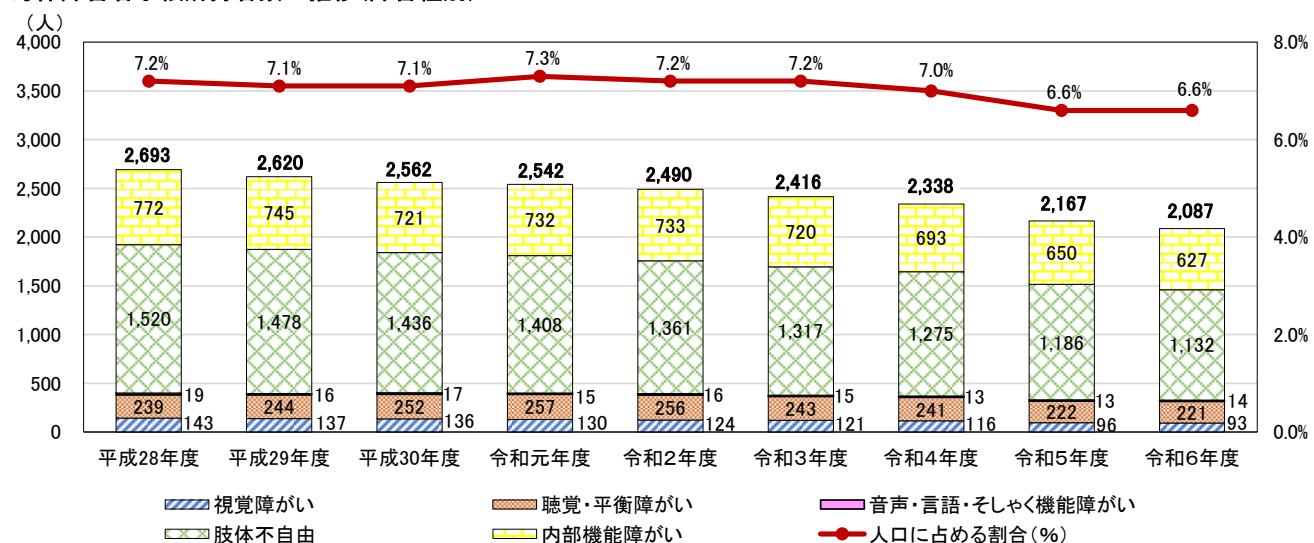
(人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
視覚障がい	145	141	136	130	124	121	116	96	93
聴覚・平衡障がい	240	247	252	257	256	243	241	222	221
音声・言語・そしゃく機能障がい	17	16	17	15	16	15	13	13	14
肢体不自由	1,508	1,482	1,437	1,408	1,361	1,317	1,275	1,186	1,132
内部機能障がい	770	754	722	732	733	720	693	650	627
合計	2,680	2,640	2,564	2,542	2,490	2,416	2,338	2,167	2,087
総人口	37,038	37,010	35,424	34,723	34,516	33,743	33,291	32,590	31,825
人口に占める割合(%)	7.2%	7.1%	7.2%	7.3%	7.2%	7.2%	7.0%	6.6%	6.6%

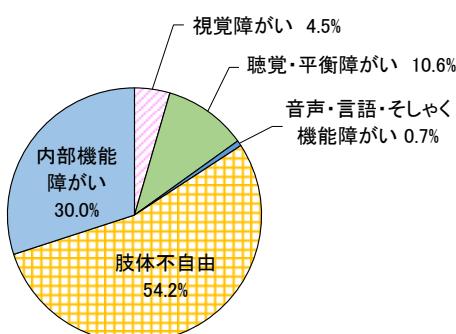
障害者手帳保持者：各年度3月31日現在

人口：住基台帳各年度3月31日現在

#### 身体障害者手帳所持者数の推移(障害種別)



#### 障害種別身体障害者手帳所持者数



## ■障がい種別身体障がい者(児)数

(単位：人、%)

		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
視覚障がい 者	児	1	0.1%	1	0.1%	1	0.1%	1	0.1%	1	0.1%	1	0.1%	1	0.1%	1	0.1%	1	0.1%
	者	144	5.4%	140	5.4%	135	5.3%	129	5.1%	123	5.0%	120	5.0%	115	5.0%	95	4.4%	92	4.5%
	計	145	5.5%	141	5.4%	136	5.4%	130	5.2%	124	5.0%	121	5.1%	116	5.0%	96	4.5%	93	4.5%
聴覚・平衡 機能障がい 者	児	5	0.2%	4	0.2%	4	0.2%	3	0.2%	3	0.2%	4	0.2%	5	0.3%	4	0.2%	4	0.2%
	者	235	8.8%	243	9.3%	248	9.7%	254	10.0%	253	10.2%	239	9.9%	236	10.1%	218	10.1%	217	10.4%
	計	240	9.0%	247	9.4%	252	9.9%	257	10.2%	256	10.3%	243	10.1%	241	10.4%	222	10.3%	221	10.6%
音声言語 障がい 者	児	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	者	17	0.7%	16	0.7%	17	0.7%	15	0.6%	16	0.7%	15	0.7%	13	0.6%	13	0.6%	14	0.7%
	計	17	0.7%	16	0.7%	17	0.7%	15	0.6%	16	0.7%	15	0.7%	13	0.6%	13	0.6%	14	0.7%
肢体 不自由	児	10	0.4%	11	0.5%	11	0.5%	11	0.5%	11	0.5%	11	0.5%	13	0.6%	12	0.6%	13	0.7%
	者	1,498	55.9%	1,471	55.8%	1,426	55.7%	1,397	55.0%	1,350	54.3%	1,306	54.1%	1,262	54.0%	1,174	54.2%	1,119	53.7%
	計	1,508	56.3%	1,482	56.2%	1,437	56.1%	1,408	55.4%	1,361	54.7%	1,317	54.6%	1,275	54.6%	1,186	54.8%	1,132	54.3%
内部機能 障がい 者	児	4	0.2%	4	0.2%	4	0.2%	3	0.2%	4	0.2%	3	0.2%	4	0.2%	3	0.2%	3	0.2%
	者	766	28.6%	750	28.5%	718	28.1%	729	28.7%	729	29.3%	717	29.7%	689	29.5%	647	29.9%	624	29.9%
	計	770	28.8%	754	28.6%	722	28.2%	732	28.8%	733	29.5%	720	29.9%	693	29.7%	650	30.0%	627	30.1%
合計	児	20	0.8%	20	0.8%	20	0.8%	18	0.8%	19	0.8%	19	0.8%	23	1.0%	20	1.0%	21	1.1%
	者	2,660	99.3%	2,620	99.3%	2,544	99.3%	2,524	99.3%	2,471	99.3%	2,397	99.3%	2,315	99.1%	2,147	99.1%	2,066	99.0%
	計	2,680	100.0%	2,640	100.0%	2,564	100.0%	2,542	100.0%	2,490	100.0%	2,416	100.0%	2,338	100.0%	2,167	100.0%	2,087	100.0%

各年度 3 月 31 日現在

## (2) 等級別障がい種別身体障がい者数

等級別障がい種別身体障がい者数は、令和 6 年度末現在では、1 級が 577 人で最も多く、次いで 4 級が 563 人となっています。

## ■等級別障がい種別身体障がい者数

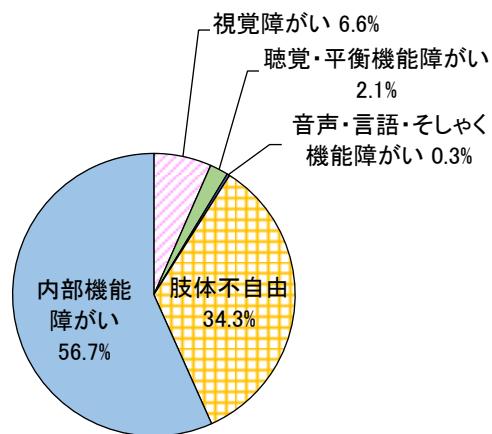
(人)

	総数	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語・そしやく 機能障がい	肢体不自由	内部機能障がい
1級	577	38	12	2	198	327
2級	314	33	37	2	233	9
3級	324	3	17	4	191	109
4級	563	6	60	6	309	182
5級	141	4	1	0	136	0
6級	168	9	94	0	65	0
合計	2,087	93	221	14	1,132	627

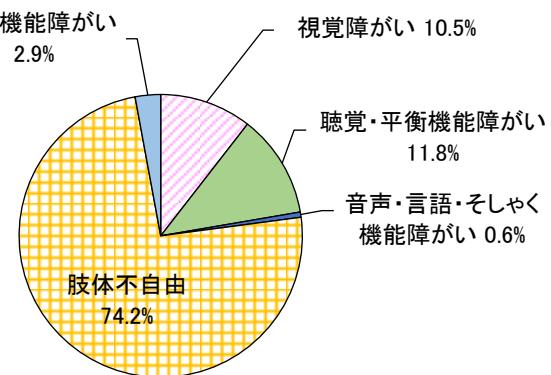
令和 7 年 3 月 31 日現在

## 等級別障がい種別身体障がい者数の構成比

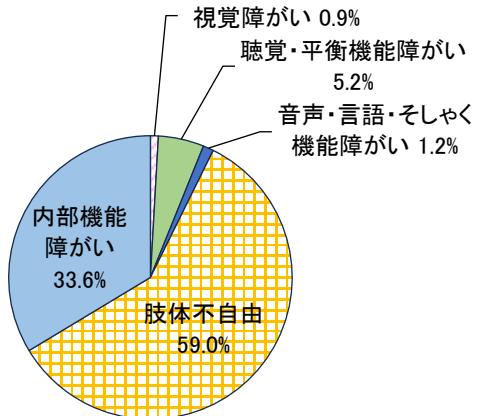
1級



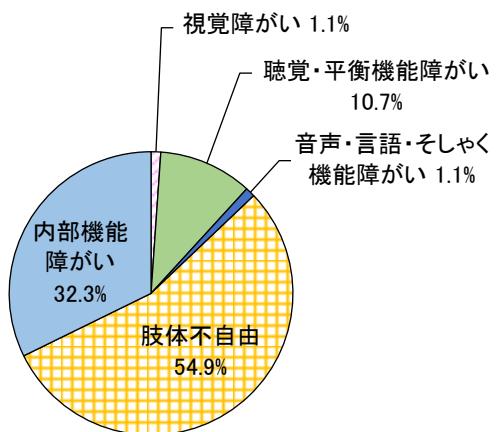
2級



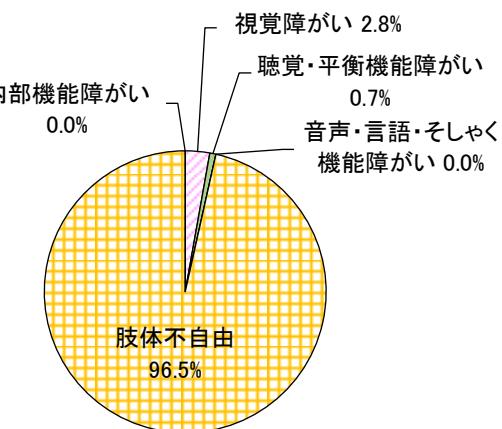
3級



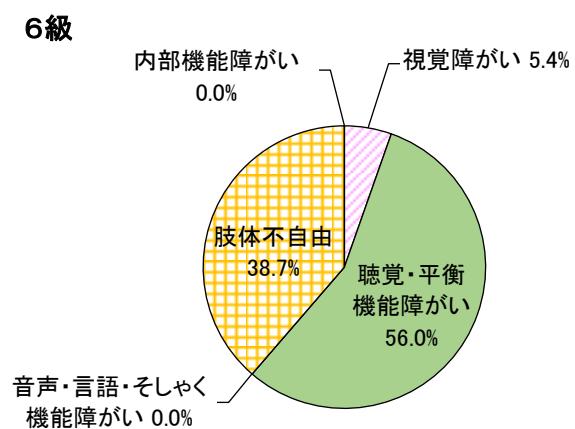
4級



5級



6級



### (3) 障がい者支援施設の利用状況

身体障がい者の日中活動としての令和6年度における利用状況は、以下の通りです。

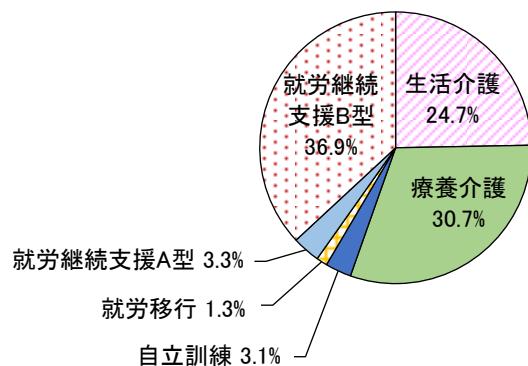
#### ■障がい者支援施設の利用状況

(人)

	生活介護	療養介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型
利用者数	135	168	17	7	18	202

令和6年度利用者（実人数）

#### 障がい者支援施設の利用状況



### 3. 知的障がい者の状況

#### (1) 等級別療育手帳所持者数

療育手帳所持者の推移をみると、令和6年度末現在で479人となっており、平成28年度の459人と比較して20人の増加となっています。

等級別でみると、令和6年度末現在でB1が175人で36.5%と最も多く、次いでB2が137人で28.6%となっています。

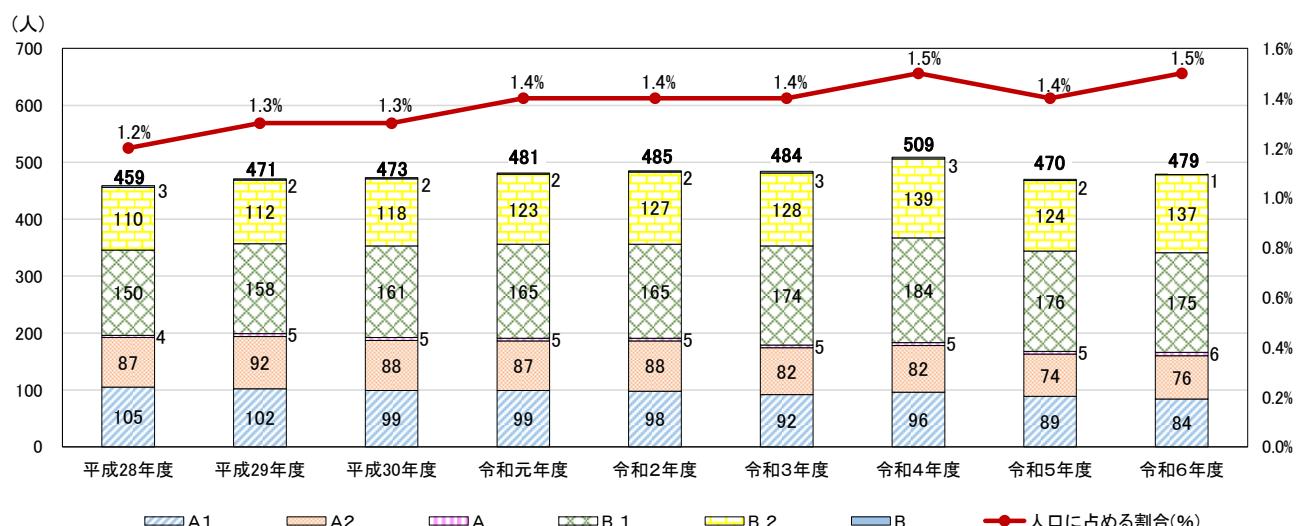
■療育手帳所持者数の推移(等級別)

(人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A1	105	102	99	99	98	92	96	89	84
A2	87	92	88	87	88	82	82	74	76
A	4	5	5	5	5	5	5	5	6
B 1	150	158	161	165	165	174	184	176	175
B 2	110	112	118	123	127	128	139	124	137
B	3	2	2	2	2	3	3	2	1
合計	459	471	473	481	485	484	509	470	479
総人口	37,038	37,010	35,424	34,723	34,516	33,743	33,291	32,590	31,825
総人口に占める割合(%)	1.2%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.4%	1.5%	1.4%	1.5%

各年度3月31日現在

療育手帳所持者数の推移(等級別)



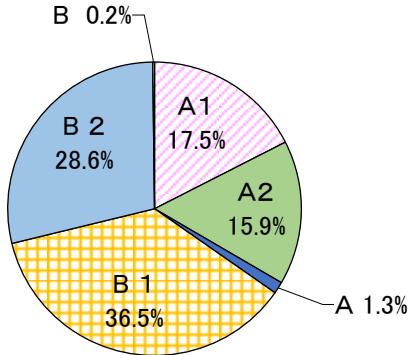
## ■等級別療育手帳所持者(児)数

(単位：人、%)

		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
A1	児	8	1.8%	8	1.7%	8	1.7%	8	1.7%	9	1.9%	9	1.9%	11	2.2%	4	0.9%	5	1.0%
	者	97	21.2%	94	20.0%	91	19.3%	91	19.0%	89	18.4%	83	17.2%	85	16.7%	85	18.1%	79	16.5%
	計	105	22.9%	102	21.7%	99	21.0%	99	20.6%	98	20.3%	92	19.1%	96	18.9%	89	19.0%	84	17.5%
A2	児	4	0.9%	5	1.1%	5	1.1%	6	1.3%	6	1.3%	6	1.3%	5	1.0%	5	1.1%	5	1.0%
	者	83	18.1%	87	18.5%	83	17.6%	81	16.9%	82	17.0%	76	15.8%	77	15.2%	69	14.7%	71	14.8%
	計	87	19.0%	92	19.6%	88	18.7%	87	18.1%	88	18.2%	82	17.0%	82	16.2%	74	15.8%	76	15.9%
A	児	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	者	3	0.7%	5	1.1%	5	1.1%	5	1.1%	5	1.1%	5	1.1%	5	1.0%	5	1.1%	6	1.3%
	計	4	0.9%	5	1.1%	5	1.1%	5	1.1%	5	1.1%	5	1.1%	5	1.0%	5	1.1%	6	1.3%
B1	児	10	2.2%	11	2.4%	11	2.4%	11	2.3%	13	2.7%	16	3.4%	19	3.8%	18	3.9%	15	3.1%
	者	140	30.6%	147	31.3%	150	31.8%	154	32.1%	152	31.4%	158	32.7%	165	32.5%	158	33.7%	160	33.4%
	計	150	32.7%	158	33.6%	161	34.1%	165	34.4%	165	34.1%	174	36.0%	184	36.2%	176	37.5%	175	36.5%
B2	児	23	5.1%	28	6.0%	33	7.0%	30	6.3%	28	5.8%	28	5.8%	34	6.7%	35	7.5%	48	10.0%
	者	87	19.0%	84	17.9%	85	18.0%	93	19.4%	99	20.5%	100	20.7%	105	20.7%	89	19.0%	89	18.6%
	計	110	24.0%	112	23.8%	118	25.0%	123	25.6%	127	26.2%	128	26.5%	139	27.4%	124	26.4%	137	28.6%
B	児	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	者	3	0.7%	2	0.5%	2	0.5%	2	0.5%	2	0.5%	3	0.7%	3	0.6%	2	0.5%	1	0.2%
	計	3	0.7%	2	0.5%	2	0.5%	2	0.5%	2	0.5%	3	0.7%	3	0.6%	2	0.5%	1	0.2%
合計	児	46	10.1%	52	11.1%	57	12.1%	55	11.5%	56	11.6%	59	12.2%	69	13.6%	62	13.2%	73	15.2%
	者	413	90.0%	419	89.0%	416	88.0%	426	88.6%	429	88.5%	425	87.9%	440	86.5%	408	86.9%	406	84.8%
	計	459	100.0%	471	100.0%	473	100.0%	481	100.0%	485	100.0%	484	100.0%	509	100.0%	470	100.0%	479	100.0%

各年度 3 月 31 日現在

## 令和6年度等級別療育手帳所持者数



## 4. 精神障がい者の状況

### (1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、令和6年度末現在で276人であり、平成28年度の169人と比較して107人の増加となっています。

等級別でみると、令和6年度末現在で2級が194人で70.3%と最も多く、次いで3級が66人で23.9%となっています。

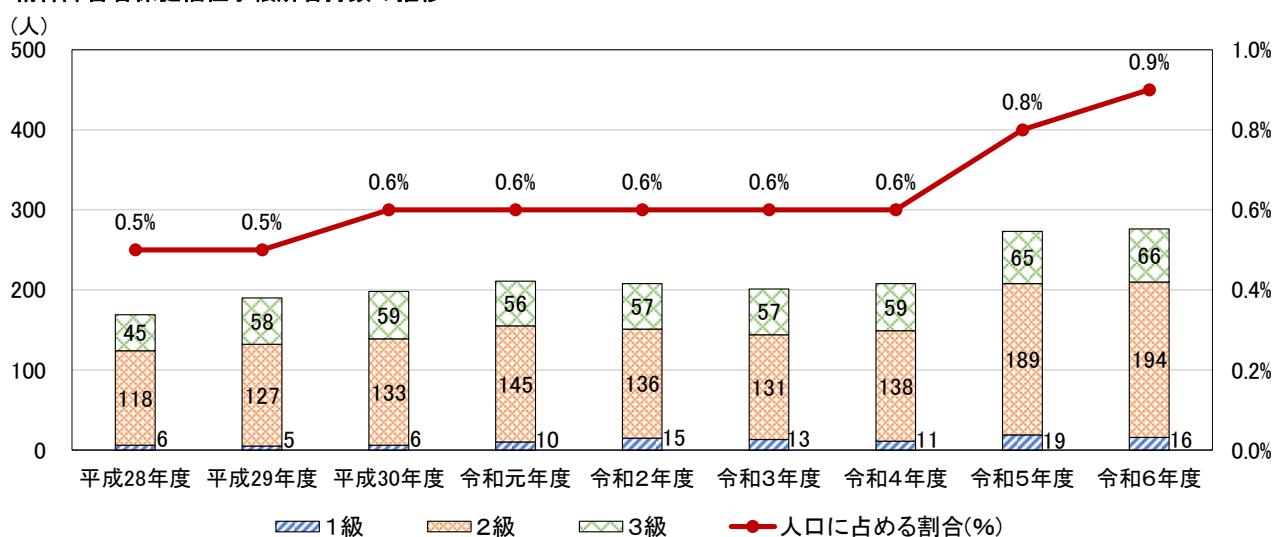
#### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(人)

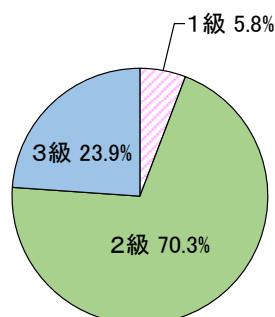
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1級	6	5	6	10	15	13	11	19	16
2級	118	127	133	145	136	131	138	189	194
3級	45	58	59	56	57	57	59	65	66
合計	169	190	198	211	208	201	208	273	276
人口	37,038	37,010	35,424	34,723	34,516	33,743	33,291	32,590	31,825
人口に占める割合(%)	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.9%

各年度3月31日現在

#### 精神障害者保健福祉手帳所持者持数の推移



#### 等級別精神障害者保健福祉手帳所持数



## (2) 精神障がい者通院患者公費負担者数

精神障がい者（通院患者公費負担者数）は、令和6年度末現在で492人であり、平成28年度の402人と比較して90人の増加となっています。

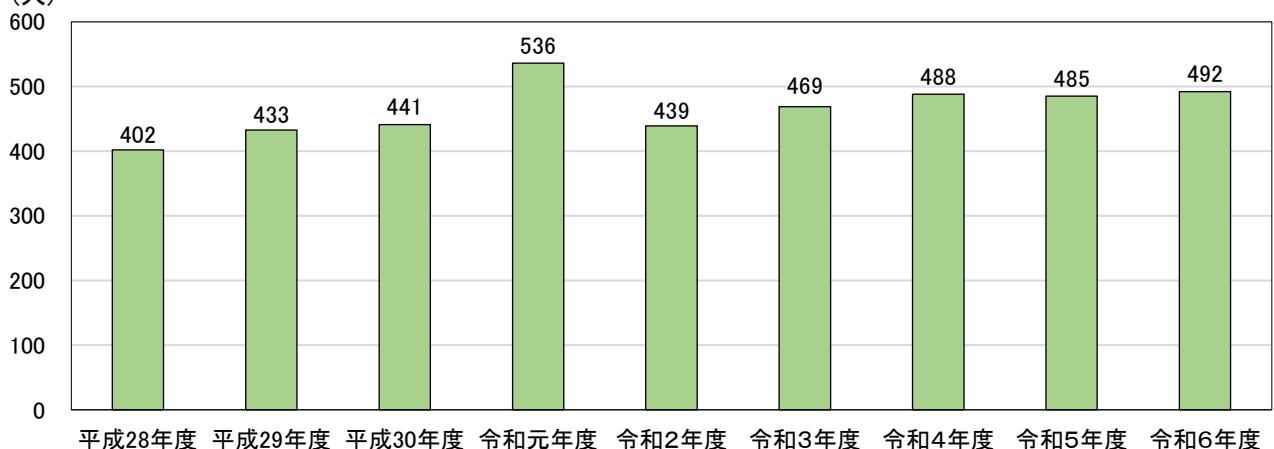
### ■自立支援医療(精神通院医療)対象者の状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
通院患者公費 負担者数	402	433	441	536	439	469	488	485	492
人口	37,038	37,010	35,424	34,723	34,516	33,743	33,291	32,590	31,825
人口に占める割合 (%)	1.1%	1.2%	1.2%	1.5%	1.3%	1.4%	1.5%	1.5%	1.5%

各年度 3月 31 日現在

### 自立支援医療(精神通院医療)対象者数

(人)



### ■精神疾患の分類:自立支援医療費(精神通院)有資格者

精神疾患の分類	主な疾患名	疾患数
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	統合失調症など	186
気分[感情]障害	うつ病、躁うつ病など	211
てんかん	てんかん	76
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	不安障害、強迫性障害など	54
症状を含む器質性精神障害	アルツハイマー病の認知症、血管性認知症など	30
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	アルコール依存、薬物依存など	10
小児[児童]期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	多動性障害など	18
心理的発達の障害	自閉症、アスペルガー症候群など	23
その他の精神疾患	精神遅滞、人格障害など	31
合計		639

令和 7 年 3 月 31 日現在

## 5. 難病患者数の状況

難病患者数（特定疾患医療給付の受給者数）は、令和6年度末現在では313人となっており、平成28年度以降は変動しながら減少傾向となっています。

また、小児慢性特定疾患医療給付の受給者数は、令和2年度に増加しましたが、以降は減少傾向にあり、令和6年度末現在では31人となっています。

### ■特定疾患医療給付の受給者数

(人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
特定疾患医療給付	384	322	322	323	329	323	330	324	313
小児慢性特定疾患 医療給付	37	37	32	34	41	38	35	32	31

各年度3月31日現在

### 特定疾患医療給付の受給者数

(人)

■特定疾患医療給付 ■小児慢性特定疾患医療給付

450

400

350

300

250

200

150

100

50

0

平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度

## 6. 障がいのある児童・生徒就学状況

### (1) 保育所等における障がい児数の推移

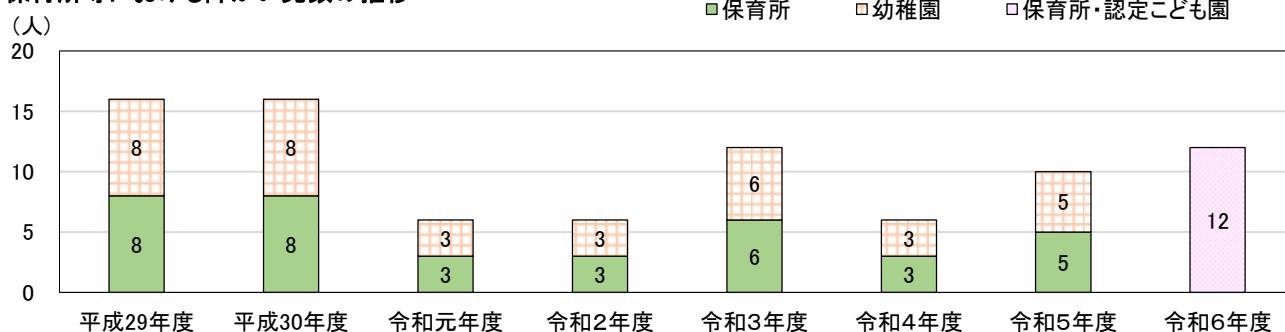
保育所等における障がい児保育事業の令和6年度末現在の利用児童は、保育所・認定こども園が合計で12人となっています。

#### ■保育所等における障がい児数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所	0	8	8	3	3	6	3	5	-
幼稚園	0	8	8	3	3	6	3	5	-
保育所・認定こども園	-	-	-	-	-	-	-	-	12
合計	0	16	16	6	6	12	6	10	12

各年度3月31日現在

#### 保育所等における障がい児数の推移



### (2) 特別支援学級における障がい児数の推移

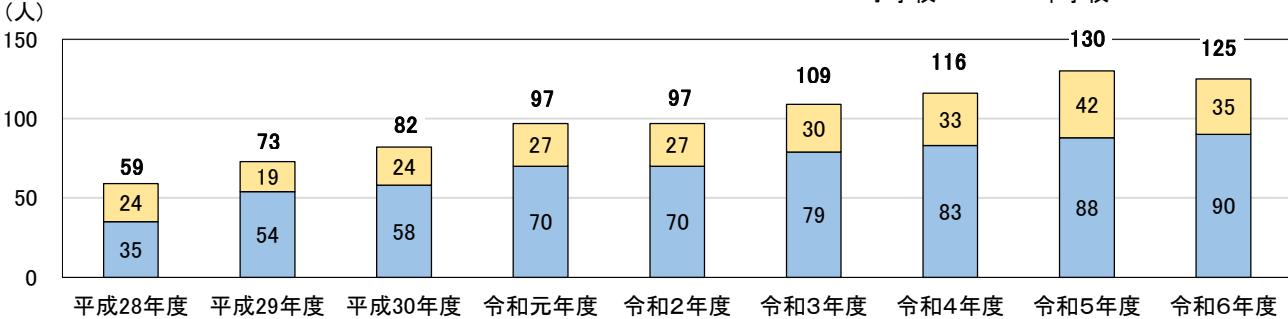
特別支援学級における障がい児の推移をみると、令和6年度末現在で125人となっており、平成28年度の59人と比較して66人の増加となっています。

#### ■特別支援学級(固定)における障がい児数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	35	54	58	70	70	79	83	88	90
中学校	24	19	24	27	27	30	33	42	35
合計	59	73	82	97	97	109	116	130	125

各年度3月31日現在

#### 特別支援学級(固定)における障がい児数の推移



■特別支援学級(通級)における障がい児数の推移

(人)

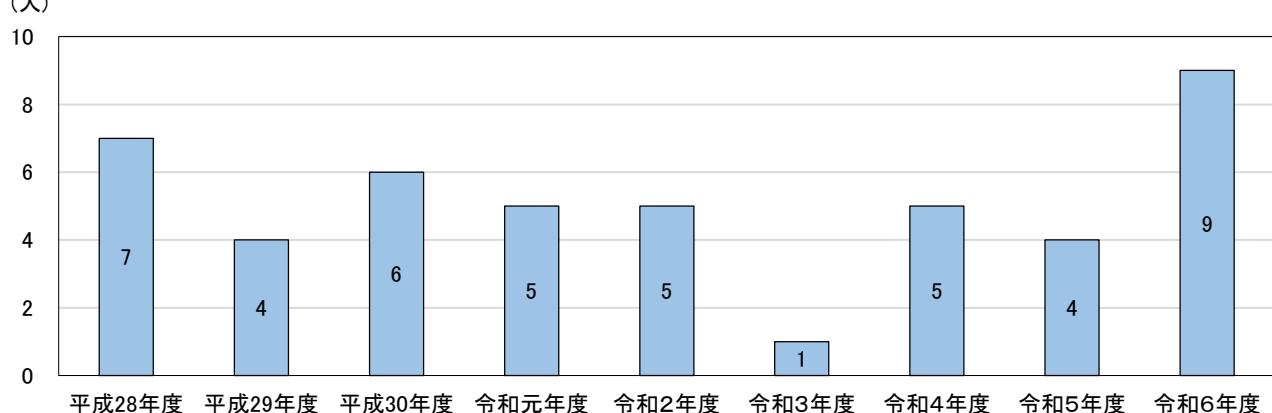
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
小学校	7	4	6	5	5	1	5	4	9
中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	7	4	6	5	5	1	5	4	9

各年度 3 月 31 日現在

特別支援学級(通級)における障がい児数の推移

□小学校

■中学校



■特別支援学級在籍者数

(人)

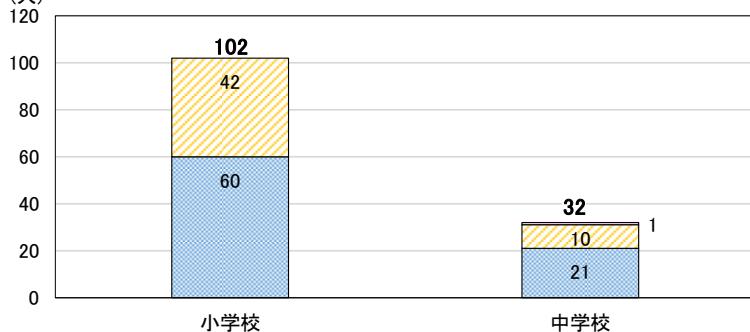
	小学校	中学校	合計
知的障がい	60	21	81
自閉症・情緒判断困難	42	10	52
難聴	0	1	1
合計	102	32	134

令和 7 年 10 月 1 日現在

特別支援学級在籍者数

(人)

□知的障害 □自閉症・情緒判断困難 □難聴



### (3) 特別支援学校における障がい児数の推移

特別支援学校における障がい児数の推移をみると、令和6年10月1日現在で48人であり、平成28年度の69人と比較して21人の減少となっています。

#### ■特別支援学校における障がい児数の推移

(人)

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
小学校	31	27	32	35	21	17	18	12	16
中学校	9	11	13	16	12	10	14	18	9
高等部	29	27	31	14	6	13	15	21	23
合計	69	65	76	65	39	40	47	51	48

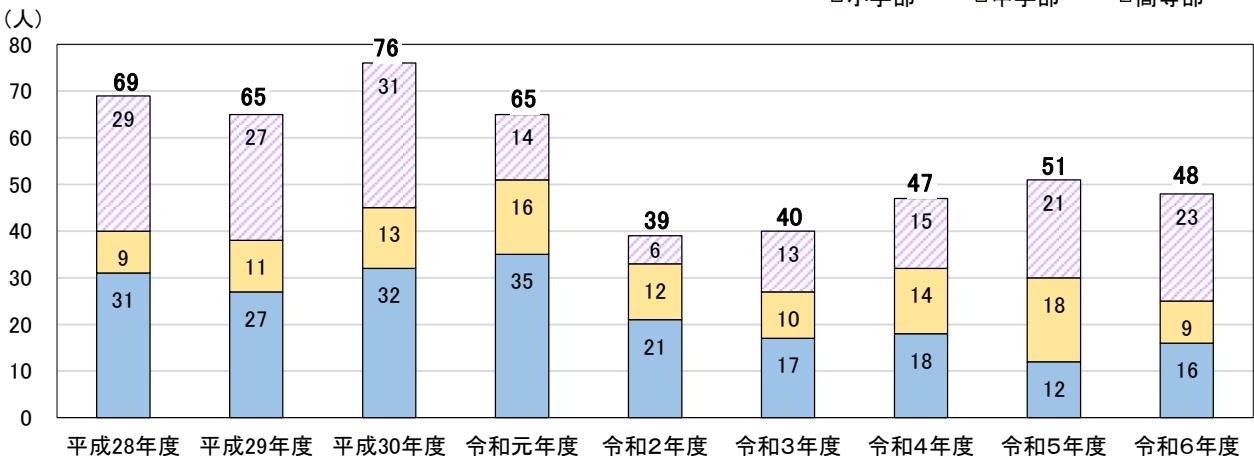
各年度10月1日現在

#### 特別支援学校における障がい児数の推移

□ 小学部

□ 中学部

□ 高等部



## 7. 福祉サービスの状況

### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスの利用状況は、以下のようになっています。

#### ■訪問系サービス

(延人数)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
居宅介護	316	312	308	279	344	376	342	351
重度訪問介護	—	—	10	0	1	0	5	5
同行援護	33	33	34	34	31	38	38	32
行動援護	—	—	—	—	—	—	—	11
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0

各年度 3 月 31 日現在

### (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用状況は、以下のようになっています。

#### ■日中活動系サービス

(延人数)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
生活介護	1,805	1,837	1,797	1,761	1,618	1,615	1,579	1,634
宿泊型自立訓練	43	33	25	11	15	17	15	12
自立訓練(機能訓練)	12	5	0	7	12	19	74	88
自立(生活訓練)	72	54	35	18	26	25	44	55
就労移行支援	112	91	52	77	88	83	56	53
就労継続支援(A型)	235	239	226	203	221	197	165	154
就労継続支援(B型)	1,545	1,561	1,817	1,953	1,946	1,975	2,034	2,133
就労定着支援	—	—	11	7	4	12	12	8
療養介護	156	156	156	156	163	168	168	168
短期入所	105	223	206	123	67	53	126	122

各年度 3 月 31 日現在

### (3) 居住系サービス

居住系サービスの利用状況は、以下のようになっています。

#### ■居住系サービス

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
共同生活援助 (グループホーム)		660	625	744	694	637	629	643	670
施設入所支援		1,307	1,360	1,335	1,351	1,290	1,267	1,202	1,156

各年度 3 月 31 日現在

### (4) ホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者の派遣

平成 29 年度以降は、ホームヘルパー及びガイドヘルパーの利用はありませんでした。

令和 6 年度末現在、手話通訳者の利用者は 6 人で派遣回数は延べ 51 回となっています。

#### ■ホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者の派遣

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	利用 者数	派遣 回数														
ホームヘルパー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガイドヘルパー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
手話通訳者	3	22	3	19	4	31	6	31	6	57	5	74	6	88	6	51

各年度 3 月 31 日現在

### (5) 児童通所支援

児童通所支援の利用状況は、以下のようになっています。

#### ■児童通所支援

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
児童発達支援		739	826	796	852	790	788	851	1,011
放課後等デイサービス		473	703	981	1,619	1,967	1,232	1,335	1,604
保育所等訪問支援		39	27	38	224	574	627	699	626
障害児相談支援		68	201	178	239	369	507	541	577

## 8. 雇用・就労状況

### (1) 就労状況

令和 6 年度末現在の障がい者の新規求職申込件数は、186 件であり、就職件数は 82 件となっています。また、登録者全数は 1,089 人で就業中の人には 546 人となっています。産業別就業状況では、医療・福祉業が 832 人と最も多くなっています。

#### ■障がい者職業紹介状況

		第 1 種登録者 (身体障害者)	第 2 種登録者 (身体障害者以外)	合計
新規求職申込件数		74	112	186
就職件数		33	49	82
登録者数		546	543	1,089
就業中		281	265	546

大隅公共職業安定所 令和 7 年度業務概況より

#### ■障がい者産業別就業状況

	製造業	農林漁業	建設業	運輸・輸送業	卸売・小売業	医療・福祉業	飲食店・宿泊業	金融・保険業	サービス業
人数	237	37	76	69	270	832	123	20	479

令和 7 年 6 月 25 日 鹿児島労働局報道資料より

### (2) 雇用状況

民間企業における障がい者雇用の状況は、令和 3 年度以降は法定雇用率を上回っています。

曾於市における障がい者雇用の状況は、平成 30 年度以降、おおよそ法定雇用率を下回っています。

#### ■障がい者雇用の状況(民間企業)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実雇用率	1.77%	2.03%	1.85%	2.01%	2.38%	2.53%	2.44%	2.66%
法定雇用率	2.00%	2.20%	2.20%	2.20%	2.30%	2.30%	2.30%	2.50%

鹿児島労働局 令和 6 年 6 月 1 日現在

#### ■障がい者雇用の状況(曾於市)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実雇用率	2.54%	1.55%	2.29%	2.01%	2.38%	2.53%	2.44%	2.36%
法定雇用率	2.50%	2.50%	2.50%	2.20%	2.30%	2.30%	2.60%	2.80%

総務課 令和 6 年 6 月 1 日現在

## 9. 経済的支援の状況

### (1) 各種手当の支給

令和 6 年度末現在における支給状況は以下のとおりです。

#### ■各種手当の支給状況

(単位：円、人)

手当の種類	支給額(月額)	受給者数
特別児童扶養手当(1級)	55,350 円	20 人
特別児童扶養手当(2級)	36,860 円	24 人
障害児福祉手当	15,690 円	19 人
特別障害者手当	28,840 円	37 人
経過的福祉手当	15,690 円	1 人

令和 7 年 3 月 31 日現在

### (2) 補装具の交付・修理と日常生活用具の給付

令和 6 年度末における補装具の交付・修理と日常生活用具の給付状況は以下のとおりです。

#### ■補装具の交付・修理

(単位：件、円)

	補聴器	義肢	装具	車いす	電動車いす	歩行補助杖	その他	合計
交付	33 件	1 件	12 件	8 件	0 件	0 件	7 件	61 件
	2,135,625 円	1,176,394 円	869,587 円	2,218,111 円	0 円	0 円	1,494,056 円	7,893,773 円
修理	12 件	2 件	7 件	7 件	3 件	0 件	2 件	33 件
	376,298 円	751,652 円	133,754 円	234,472 円	1,133,882 円	0 円	91,749 円	2,721,807 円
計	45 件	3 件	19 件	15 件	3 件	0 件	9 件	94 件
	2,511,923 円	1,928,046 円	1,003,341 円	2,452,583 円	1,133,882 円	0 円	1,585,805 円	10,615,580 円

令和 7 年 3 月 31 日現在

#### ■日常生活用具の給付

(単位：件、円)

	特殊寝台	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	ネブライザー	入浴補助用具	視覚障がい者用拡大読書器	盲人用時計	電気式たん吸引器	ストマ・紙おむつ	その他	合計
交付	1 件	1 件	0 件	2 件	0 件	0 件	4 件	605 件	12 件	625 件
	154,000 円	200,000 円	0 円	169,200 円	0 円	0 円	214,320 円	11,522,447 円	545,357 円	12,805,324 円

令和 7 年 3 月 31 日現在

■小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付

	便器	特殊マット	特殊便器	特殊寝台	歩行支援用具	入浴補助用具	特殊尿器	体位変換器	車いす (電動以外)	頭部保護帽
交付	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	電気式 たん吸引器	クールベスト	紫外線カット クリーム	ネブライザー (吸入器)	パルスオキシ メーター					
交付	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件					

令和 7 年 3 月 31 日現在

(3) 住宅改造への助成

平成 28 年度から令和 6 年度における住宅改造の助成状況は以下のとおりです。

■住宅改造助成状況

(単位：件、円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
助成件数	1 件	5 件	1 件	2 件	0 件	1 件	1 件	3 件	1 件
助成額	129,600 円	941,240 円	200,000 円	400,000 円	0 円	200,000 円	200,000 円	495,000 円	200,000 円

各年度 3 月 31 日現在

■住宅改造の内訳

(単位：件)

便所	浴室	玄関	廊下	階段	スロープ取付	合計
1	0	0	0	0	0	1

令和 6 年度実績

(4) 医療費の助成

平成 29 年度から令和 6 年度における医療費の助成状況は以下のとおりです。

■医療費助成の状況

(単位：件、円)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
重度心身障 害者(児)医 療費助成	助成 件数	24,768 件	24,723 件	24,050 件	22,709 件	22,482 件	21,663 件	21,916 件	21,995 件
	助成額	112,768,000 円	110,150,237 円	110,633,762 円	99,545,931 円	99,501,872 円	92,764,672 円	92,041,536 円	91,073,655 円
自立支援医 療(更生医 療・育成医 療)給付	助成 件数	3,051 件	2,894 件	2,803 件	2,743 件	2,856 件	2,926 件	2,949 件	3,086 件
	助成額	55,023,463 円	62,788,743 円	65,090,473 円	52,549,673 円	60,833,721 円	55,141,931 円	48,394,626 円	41,084,605 円
療養介護 医療費給付	助成 件数	166 件	157 件	156 件	162 件	157 件	167 件	169 件	168 件
	助成額	10,235,324 円	10,348,100 円	10,187,761 円	10,562,828 円	10,236,128 円	10,411,247 円	10,525,709 円	10,326,228 円

各年度 3 月 31 日現在

## 10. 障がい者(児)施設の状況

### (1) 障がい児福祉施設等

令和6年度末現在の障がい児福祉施設等の状況は以下のとおりです。

#### ■障がい児福祉施設の状況

(単位：か所)

	末吉地域	大隅地域	財部地域	合計
障がい児入所施設	1	0	0	1
障がい児発達支援	6	0	1	7
放課後等デイサービス	7	1	1	9
保育所等訪問支援	1	0	1	2
障がい児相談支援	7	1	0	8

令和7年3月31日現在

### (2) 児童福祉施設

令和6年度末現在の児童福祉施設の状況は以下のとおりです。

#### ■児童福祉施設の状況

(単位：か所、人)

		末吉地域	大隅地域	財部地域	合計
児童養護施設	(か所)	1	0	0	1
	(定員)	40	—	—	40
保育所	(か所)	3	0	0	3
	(定員)	170	—	—	170
幼保連携型認定こども園	(か所)	3	7	2	12
	(定員)	175	390	210	775
幼稚園型認定こども園	(か所)	1	0	0	1
	(定員)	55	—	—	55

令和7年3月31日現在

### (3) 障害者支援施設

令和6年度末現在の市内の身体障害者支援施設(事業所)の状況は以下のとおりです。

#### ■市内の身体障害者支援施設(事業所)の状況

(か所)

	末吉地域	大隅地域	財部地域	合計
居宅介護(ホームヘルプ)	2	1	2	5
重度訪問介護	2	1	2	5
行動援護	1	0	0	1
同行援護	0	0	0	0
療養介護	0	0	0	0
生活介護	4	2	0	6
短期入所	5	0	0	5
施設入所支援	3	0	0	3
自立訓練(機能訓練)	1	1	0	2
自立訓練(生活訓練)	1	0	0	1
就労移行支援	0	0	0	0
就労継続支援A型	0	0	1	1
就労継続支援B型	5	4	2	11
共同生活援助(グループホーム)	4	1	1	6
計画相談支援	6	1	2	9
地域相談支援(地域移行・地域定着)	6	2	0	8

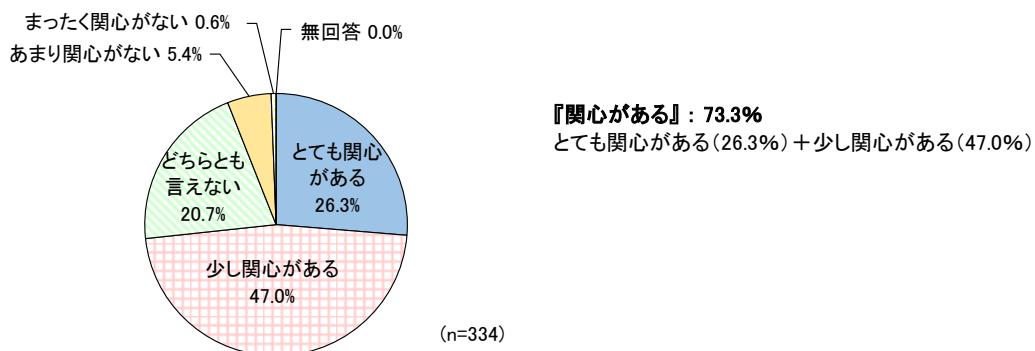
令和7年3月31日現在

## 11. 地域での支え合い、助け合いの状況

### (1) 障がいのある方への理解や関心について

障がい者計画に関する市民アンケート調査結果（令和7年実施）より、「障がいや障がいのある方の福祉についての関心度」では、『関心がある』が73.3%となっています。

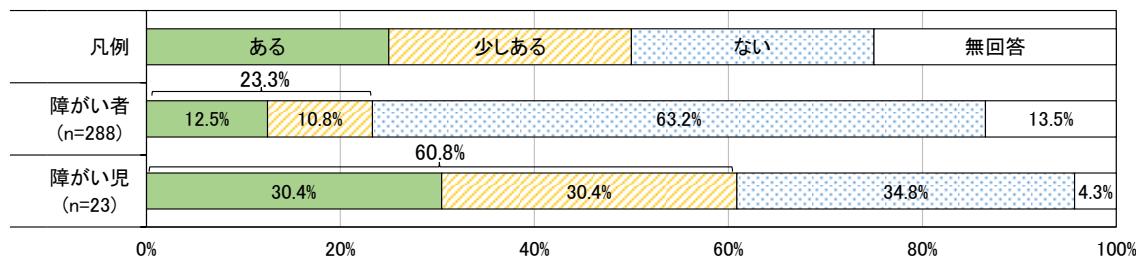
障がいや障がいのある方の福祉についての関心度



※令和7年度障がい者計画に関する市民アンケートより

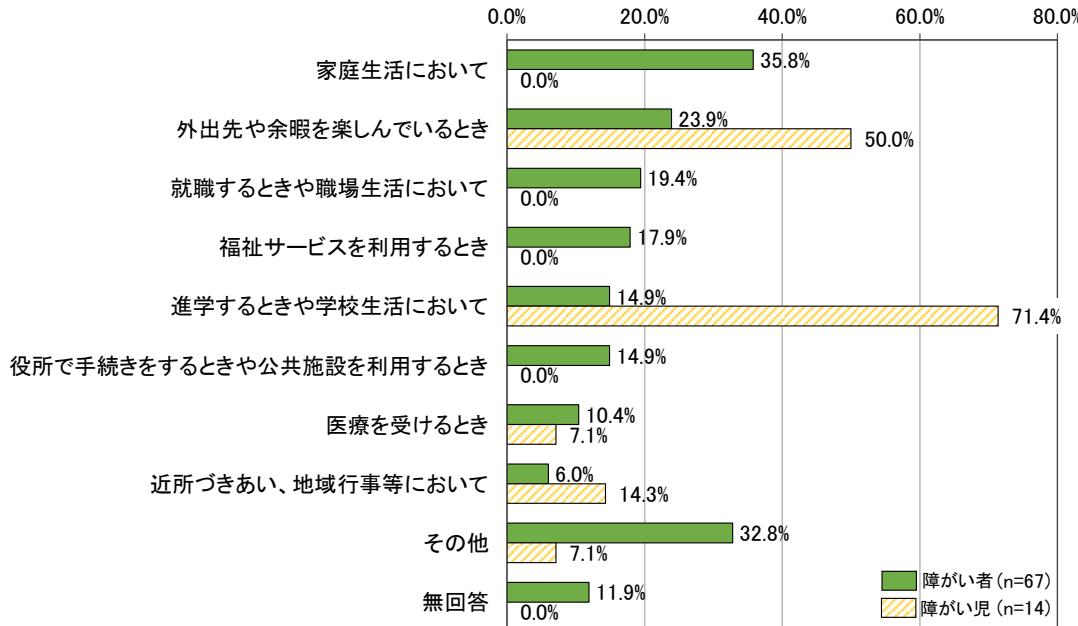
福祉に関するアンケート調査結果（令和5年実施）より、「障がいや難病があることで差別やいやな思いをする（した）こと」について、『ある（ある+少しある）』が、障がい者では23.3%で、障がい児では60.8%となっています。

障がいや難病があることで差別やいやな思いをする（した）こと



「差別やいやな思いをした場面」は、障がい者では「家庭生活において（35.8%）」、「外出先や余暇を楽しんでいるとき（23.9%）」、「就職するときや職場生活において（19.4%）」などとなっており、障がい児では「進学するときや学校生活において（71.4%）」、「外出先や余暇を楽しんでいるとき（50.0%）」、「近所づきあい、地域行事等において（14.3%）」などとなっています。

差別やいやな思いをした場面

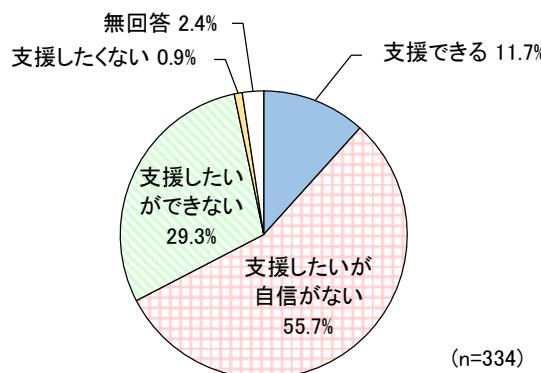


※令和5年度福祉に関するアンケート調査より

## （2）災害時の支え合い、助け合いについて

障がい者計画に関する市民アンケート調査結果（令和7年実施）より、「災害発生時の要支援者の避難支援について」は、「支援できる」が11.7%、「支援したいが自信がない」が55.7%、「支援したいができない」が29.3%、「支援したくない」が0.9%となっています。

災害発生時の要支援者の避難支援について

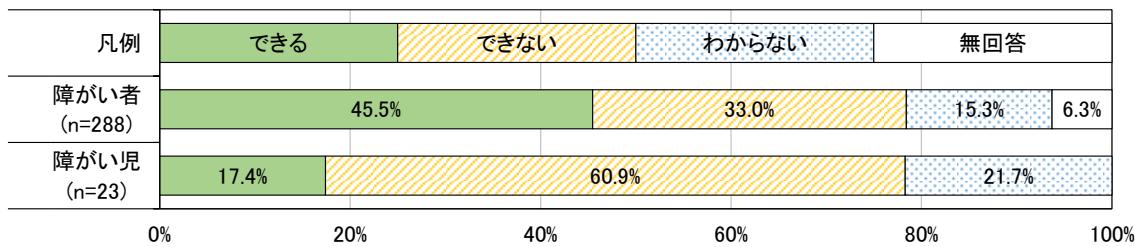


※令和7年度障がい者計画に関する市民アンケートより

福祉に関するアンケート調査結果（令和5年実施）より、「災害時の自力避難について」では、障がい者は「できる」が45.5%、「できない」が33.0%、「わからない」が15.3%となっており、障がい児は、「できる」が17.4%、「できない」が60.9%、「わからない」が21.7%となっています。

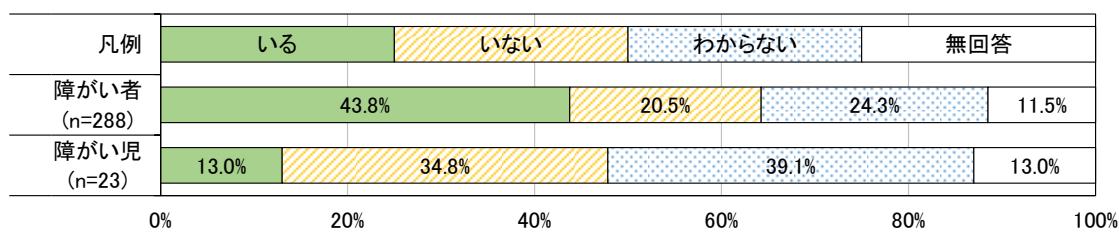
また、「災害時に家族が不在の場合や一人暮らしの場合の介助者の有無」については、障がい者では、「いる」が43.8%、「いない」が20.5%、「わからない」が24.3%となっており、障がい児では、「いる」が13.0%、「いない」が34.8%、「わからない」が39.1%となっています。

#### 災害時の自力避難について



※令和5年度福祉に関するアンケート調査より

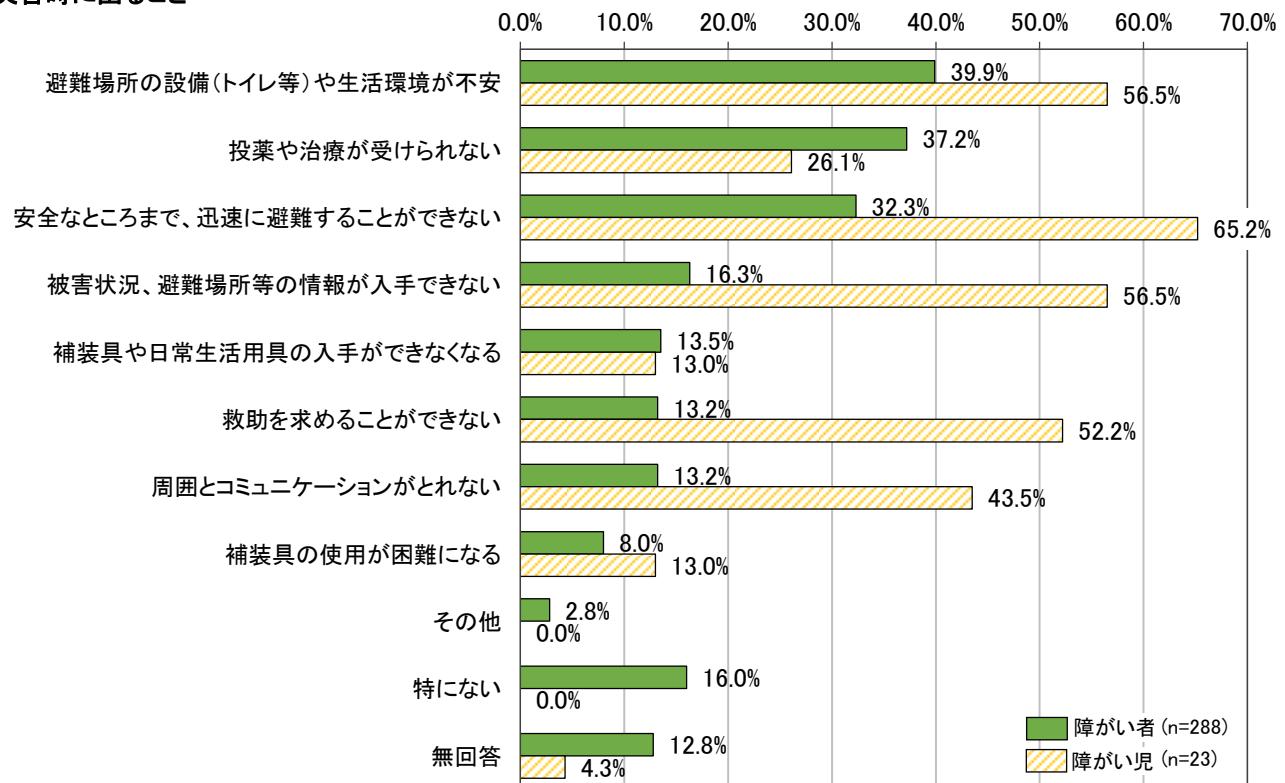
#### 災害時に家族が不在の場合や一人暮らしの場合の介助者の有無



※令和5年度福祉に関するアンケート調査より

災害時に困ることについては、障がい者が、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安（39.9%）」、「投薬や治療が受けられない（37.2%）」、「安全なところまで、迅速に避難することができない（32.3%）」などとなっており、障がい児が、「安全なところまで、迅速に避難することができない（65.2%）」、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安（56.5%）」、「被害状況、避難場所等の情報が入手できない（56.5%）」、「救助を求めることができない（52.2%）」などとなっています。

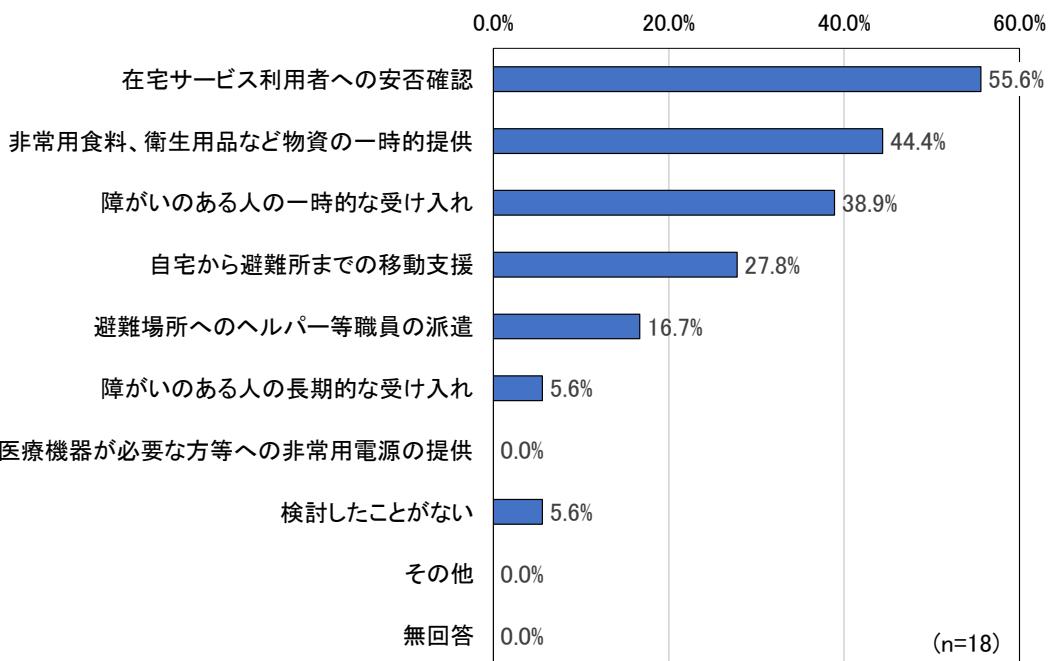
### 災害時に困ること



※令和5年度福祉に関するアンケート調査より

障がい者計画に関する事業所アンケート調査（令和7年実施）より、事業所において「災害時に障がいのある人への支援において協力できること」については、「在宅サービス利用者への安否確認（55.6%）」、「非常用食料、衛生用品など物資の一時的提供（44.4%）」、「障がいのある人の一時的な受け入れ（38.9%）」、「自宅から避難所までの移動支援（27.8%）」などとなっています。

#### 災害時に障がいのある人への支援において協力できること



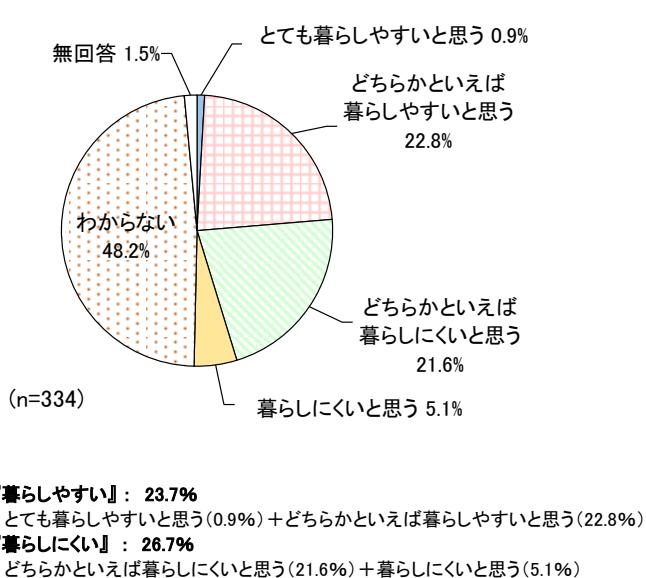
※令和7年度障がい者計画に関する事業所アンケートより

### (3) 曽於市の障がい者福祉施策について

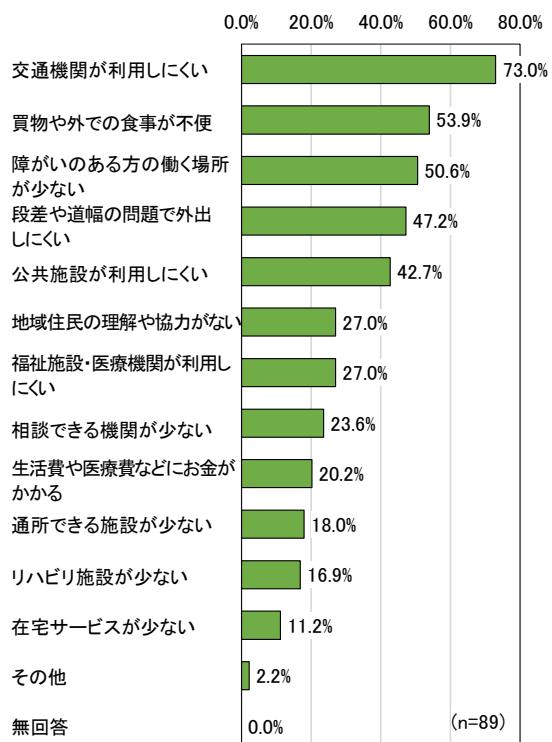
障がい者計画に関する市民アンケート調査（令和7年実施）より、障がいのある方にとっての曾於市の暮らしやすさについては、『暮らしやすい』が23.7%で、『暮らしにくい』が26.7%となっています。

また、「暮らしにくいと思うところ」は、「交通機関が利用しにくい（73.0%）」、「買物や外での食事が不便（53.9%）」、「障がいのある方の働く場所が少ない（50.6%）」などとなっています。

障がいのある方にとっての曾於市の暮らしやすさ



暮らしにくいと思うところ

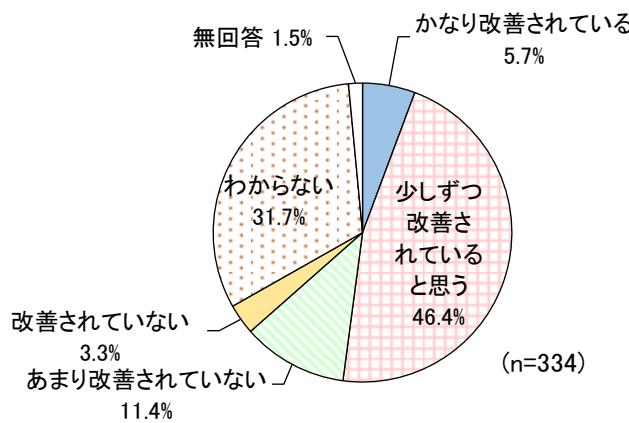


※令和7年度障がい者計画に関する市民アンケートより

障がい者計画に関する市民アンケート調査（令和7年実施）より、「およそ5～10年前と比べた行政の取り組み」については、『改善されている』が52.1%で、『改善されていない』が14.7%となっています。

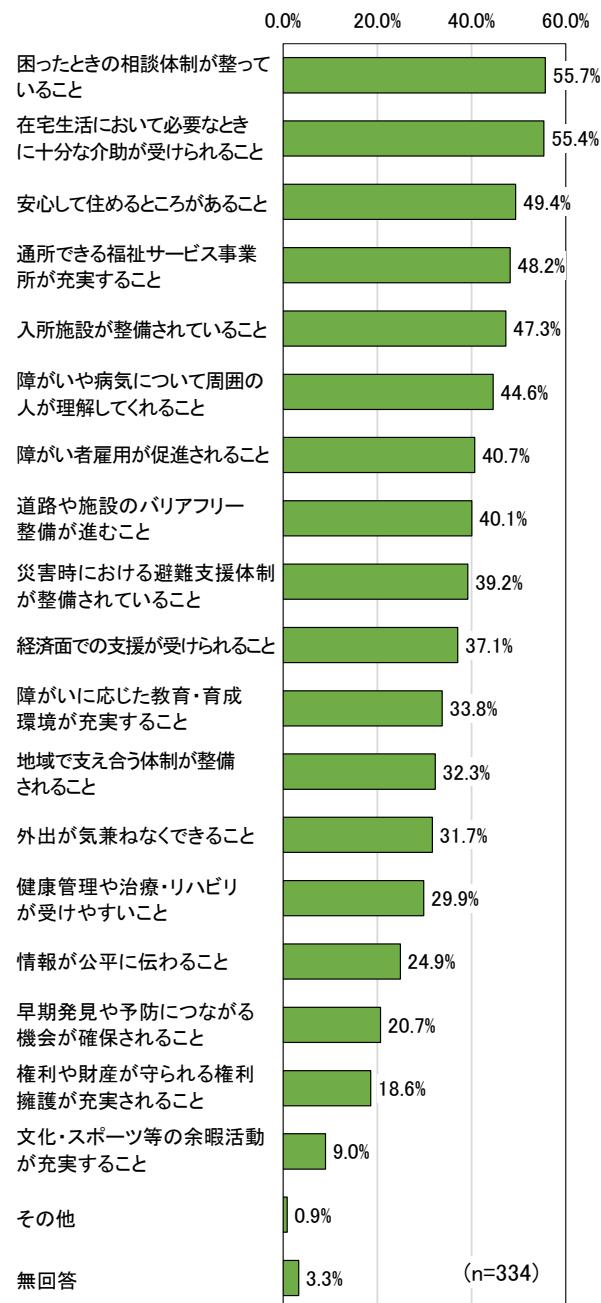
本市が目指す「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人としての尊厳が守られ、共に生きることができるまち」のために必要な施策は、「困ったときの相談体制が整っていること（55.7%）」、「在宅生活において必要なときに十分な介助が受けられること（55.4%）」、「安心して住めるところがあること（49.4%）」、「通所できる福祉サービス事業所が充実すること（48.2%）」などとなっています。

### およそ5～10年前と比べた行政の取り組み



『改善されている』：52.1%  
かなり改善されている(5.7%)+少しずつ改善されていると思う(46.4%)  
『改善されていない』：14.7%  
あまり改善されていない(11.4%)+改善されていない(3.3%)

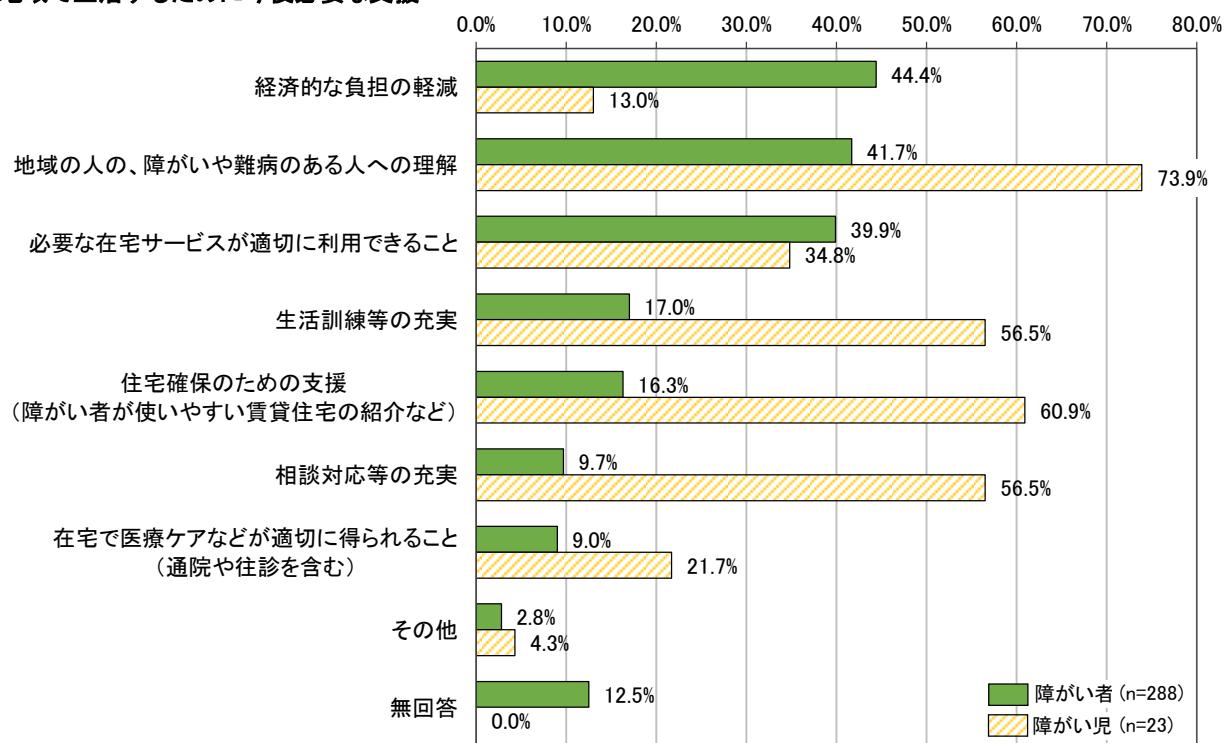
### 本市が目指す「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人としての尊厳が守られ、共に生きることができるまち」のために必要な施策



※令和7年度障がい者計画に関する市民アンケートより

福祉に関するアンケート調査結果（令和5年実施）より、「地域で生活するために今後必要な支援」について、障がい者では「経済的な負担の軽減（44.4%）」が最も多く、次いで「地域の人の、障がいや難病のある人への理解（41.7%）」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること（39.9%）」などとなっており、障がい児では、「地域の人の、障がいや難病のある人への理解（73.9%）」が最も多く、次いで「住宅確保のための支援（障がい者が使いやすい賃貸住宅の紹介など）（60.9%）」、「生活訓練等の充実（56.5%）」、「相談対応等の充実（56.5%）」などとなっています。

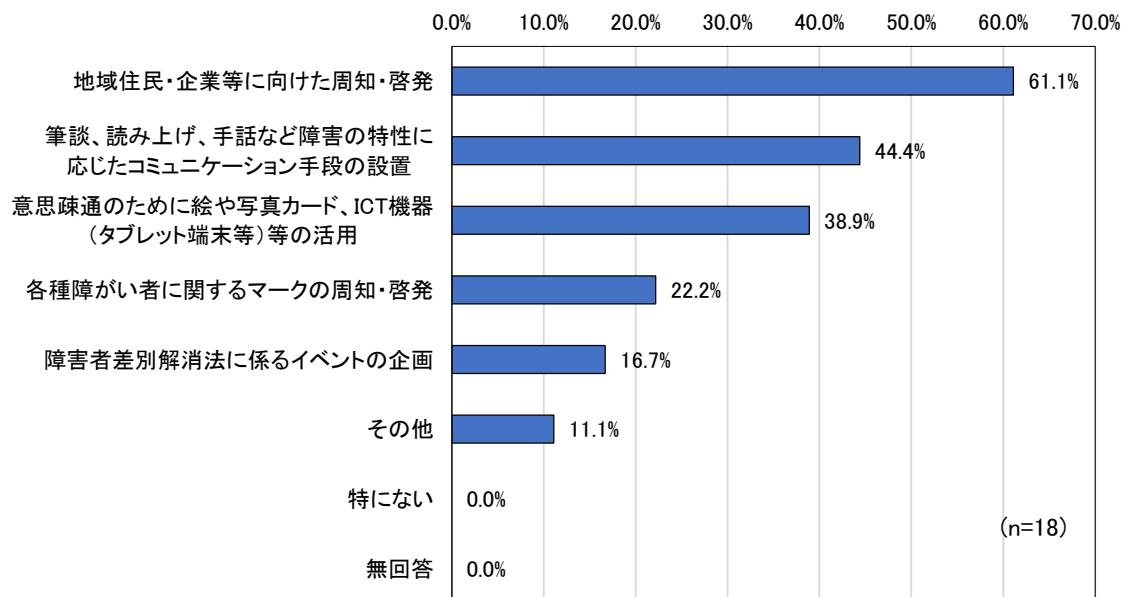
#### 地域で生活するために今後必要な支援



※令和5年度福祉に関するアンケート調査より

障がい者計画に関する事業所アンケート調査（令和7年実施）より、「社会的障壁の除去に向けて合理的配慮を進めていくために必要なこと」については、「地域住民・企業等に向けた周知・啓発（61.1%）」、「筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション手段の設置（44.4%）」、「意思疎通のために絵や写真カード、ICT機器（タブレット端末等）等の活用（38.9%）」、「各種障がい者に関するマークの周知・啓発（22.2%）」などとなっています。

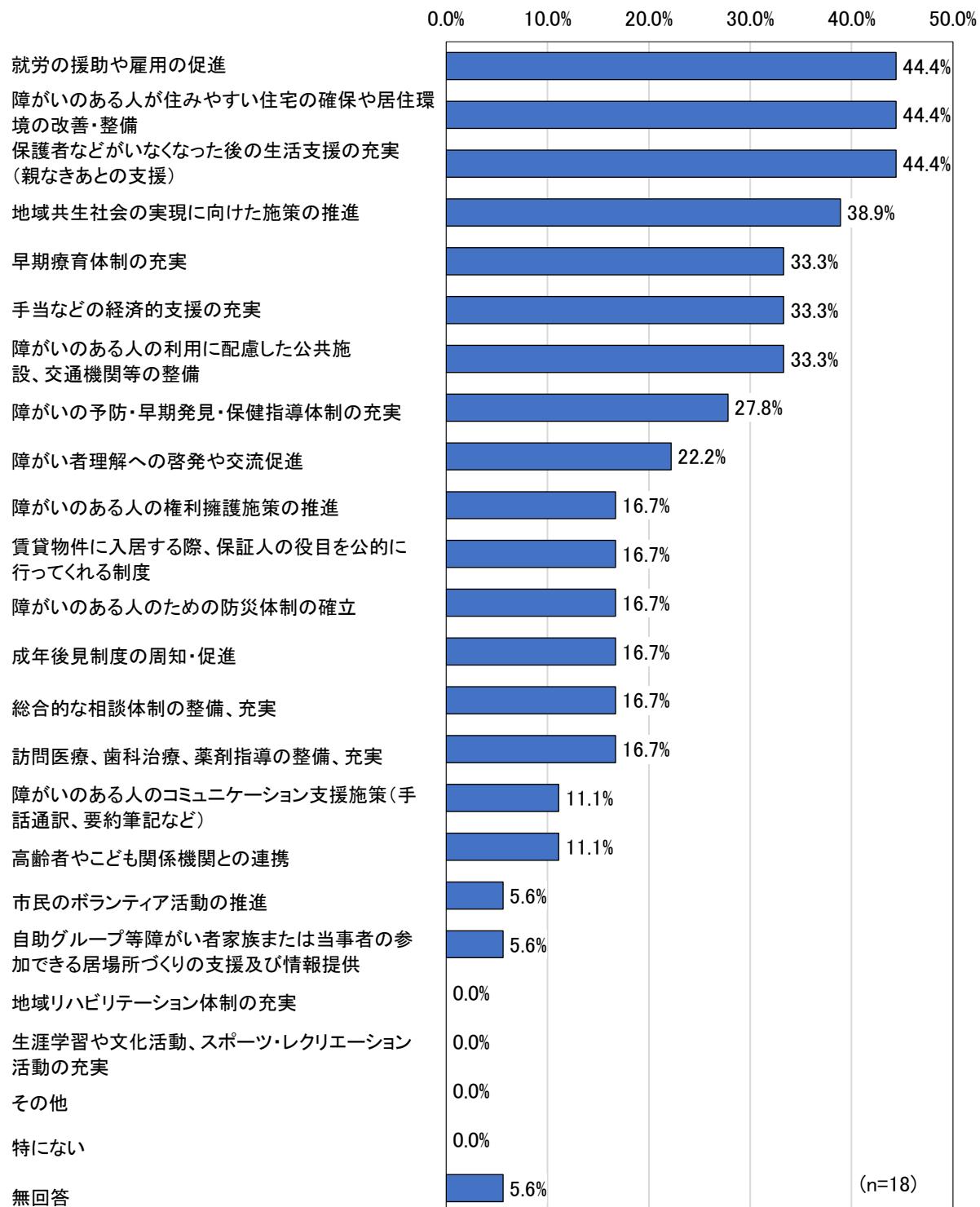
#### 社会的障壁の除去に向けて合理的配慮を進めていくために必要なこと



※令和7年度障がい者計画に関する事業所アンケートより

「今後の障害福祉施策の充実に向けて必要なこと」については、「就労の援助や雇用の促進（44.4%）」、「障がいのある人が住みやすい住宅の確保や居住環境の改善・整備（44.4%）」、「保護者などがいなくなった後の生活支援の充実（親なきあとの支援）（44.4%）」、「地域共生社会の実現に向けた施策の推進（38.9%）」などとなっています。

### 今後の障害福祉施策の充実に向けて必要なこと



※令和7年度障がい者計画に関する事業所アンケートより

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画の基本理念

### 誰もが「自分らしく」輝き、共に支え合う曾於市(共生社会)の実現

本市では、曾於市総合振興計画において、「誰もが健康で安心して暮らせるまち」を目指しています。

本計画では、障がい者福祉の視点から次に示す3つの理念に基づき、「障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる共生社会」の実現を目指に、「誰もが「自分らしく」輝き、共に支え合う曾於市(共生社会)の実現」を目指して施策の展開を図ります。

#### 「ノーマライゼーション」

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す

#### 「リハビリテーション」

心身に障がいを持つ人々の全人間的復権を理念として、単なる機能回復訓練ではなく、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能にし、その自立の促進を目指す。

#### 「ソーシャルインクルージョン」

障がいのある人もない人もお互いに尊重しながら、すべての人が社会に参加し、互いに支え合うことができる社会を目指す。

## 2. 「曾於市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」との整合性

障がい者施策は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実だけでなく、その他の福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災など広範囲的な分野にわたり、地域ぐるみで障がいのある人の支援を行う必要があります。そのため、「曾於市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」において本計画と整合性をもちながら、基本目標を定め具体的な施策の展開を図ります。

### 3. 施策の体系

#### ～ 基本理念 ～

#### 誰もが「自分らしく」輝き、共に支え合う曾於市(共生社会)の実現

基本施策	分 野 別 施 策	施策の基本的方向
市民の理解促進	1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 権利擁護の推進、虐待の防止 (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進 (3) ボランティア活動などへの支援
差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	2. 安全・安心な生活環境の整備	(1) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進 (2) 移動しやすい環境の整備等
まちづくりの推進	3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(1) 情報提供の充実等 (2) コミュニケーション支援体制の充実
障害福祉サービス提供体制の充実	4. 防災、防犯等の推進	(1) 防災・防犯体制の充実
地域移行の支援	5. 行政サービス等における配慮の充実	(1) 選挙における配慮等 (2) 窓口等における配慮及び障がい者理解の促進
障がい児の支援	6. 保健・医療の推進	(1) 精神保健・医療の適切な提供等 (2) 保健・医療の充実等 (3) 障がいの早期発見・早期治療
社会参加の促進	7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(1) 意思決定支援の推進 (2) 障がい福祉サービスの充実 (3) 地域移行支援、在宅サービスの充実 (4) 相談支援体制の充実 (5) 障がいのある子どもに対する支援の充実
雇用・就行の支援	8. 教育の振興	(1) インクルーシブ教育の推進 (2) 教育環境の整備 (3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実
	9. 雇用・就業、経済的自立の支援	(1) 総合的な就労支援 (2) 経済的自立の支援 (3) 障がい者雇用の促進
	10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	(1) 文化活動、レクリエーション活動の充実 (2) スポーツの振興

# 第4章 計画の推進(分野別施策の方向)

## 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

### 【現状と課題】

障害者差別解消法に基づく「合理的配慮」の提供は徐々に浸透しつつありますが、社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、様々な主体の取り組みとの連携を図りつつ、障害者差別解消法の浸透に向けた広報・啓発活動を展開するとともに、事業者や市民の幅広い理解の下、環境の整備に係る取り組みを含め、障がい者差別の解消に向けた取り組みを幅広く実施する必要があります。

また、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、障がい者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談体制の充実等に取り組むことにより、障がい者の権利擁護のための取り組みを着実に推進する必要があります。

### «施策の基本的方向»

#### (1) 権利擁護の推進、虐待の防止

◇障がいのある人の権利擁護を目的とする各種の啓発活動を推進するとともに財産の保全管理や権利擁護相談など、社会福祉協議会と連携して、障がいのある人の権利擁護を推進します。また、「成年後見制度」については、制度の周知を図るとともに、その利用を促進します。

◇そお地区障がい者等基幹相談支援センターその他の関係機関との連携を図りながら、障がいのある人の虐待防止に努めるとともに、障がい福祉事業者等に対し権利擁護に関する周知啓発等に取り組みます。

◇障がい者の権利を擁護するため、財産の保全管理や日常的な金銭管理、福祉サービスの利用援助や相談事業などを行う地域福祉権利擁護事業を推進します。

◇障がい者を含むすべての個人の尊厳が守られる社会を目指し、人権相談会の開催や人権意識の普及・啓発に努めます。

#### (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

◇障害者差別解消法（平成28年4月施行）に基づき、国や県の方針を踏まえ、障がいのある人への障がいを理由とする差別の禁止や合理的配慮の提供等、必要な対応に取り組み、差別の解消を推進します。

◇障がいのある人の自立した生活を支え、社会参加に向けた活動を推進していくため、関係団体・機関等と連携しながら、障がいや障がいのある人に対する理解を深めていく取り組みに努めます。

◇「障害者週間」や「人権週間」などを契機に、障がい者関係団体と連携し、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深めるための啓発活動を展開するとともに、各団体におけるホームページの作成など、啓発機会の拡充を促進します。

◇人権啓発活動地域ネットワーク協議会と連携を図り、人権啓発活動を推進するとともに、「社会福祉大会」や「広報誌」を通じ、福祉活動・福祉施設の紹介や福祉啓発活動事業を行います。

### (3) ボランティア活動などへの支援

◇地域で福祉活動を進めていくために、ボランティアの自主性や自立性を尊重しつつ、ボランティア活動に参加しやすい環境の整備を進めるとともに、市民に対するボランティアに関する啓発・普及に努めます。

◇見守り・支え合いが必要な障がいのある人に対して、地域住民をはじめ、民生委員児童委員・社会福祉協議会、自治会などによるネットワークの充実を図ります。また、地域福祉の視点に基づき、市民、福祉施設、ボランティア・NPOおよび市・社会福祉協議会が互いに連携し、協力しながら、地域における障がい者福祉を推進します。

## 2. 安全・安心な生活環境の整備

### 【現状と課題】

障がい者が安全で安心して暮らせる生活環境の整備が進んでいるものの、現状では、バリアフリー化が一部公共施設や交通機関に留まり、地域での移動手段の確保も課題であります。障がい者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がい者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障がい者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進する必要があります。

### «施策の基本的方向»

#### (1) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

◇心豊かで住みよい福祉のまちづくりを実現するため、広報誌の発行や、ボランティア活動の促進、福祉教育の充実等により、心のバリアフリー化に取り組みます。

◇幅の広い歩道の整備や建築物の出入口の段差解消、公園整備などによる憩と交流の場の確保など、総合的な福祉のまちづくりを推進するとともに、現状の改善にとどまらず、計画の段階からユニバーサルデザイン化が図られるように検討を進めます。

◇障がいのある方が安心して暮らせる環境の充実を図るため公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、トイレの手すり整備など安全性に配慮した設備を充実させ、誰もが利用しやすい環境づくりに取り組みます。

## (2) 移動しやすい環境の整備等

◇障がいのある人が、地域において自立した生活を営み、社会参加しやすい環境を実現していくために、「誰もが安全に移動できる地域社会」の実現を目指し、移動の際の不自由さの解消を進めます。

◇県が実施する身障者用駐車場の適正利用を図る「パーキングパーミット制度」について、市民に対する周知を行い、制度のさらなる普及を推進します。

◇外見から障がいのあることが分かりにくい人などが配慮や援助が受けやすくなるよう、県と連携してヘルプマーク・ヘルプカードを配布するとともに、市民や事業所への普及啓発に努めます。

## 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

### 【現状と課題】

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障がい者が円滑に情報を取得・利用することができるよう、障がい者の特性等に配慮した情報の提供の促進を図る必要があります。

市では「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」に向けて、障がい者が円滑に情報収集やコミュニケーションがとれるように手話通訳者の派遣を実施しています。また、手話奉仕員の養成及び手話普及のために手話奉仕員養成講座を実施しています。しかしながら、手話通訳者の不足や支援体制の偏在が課題であり、障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の提供等の取り組みを通じて意思疎通支援の充実を図る必要があります。

### 《施策の基本的方向》

## (1) 情報提供の充実等

◇障がいのある人もない人も等しく情報入手ができるよう、図書館資料の充実を図ります。

◇ICT（情報通信技術）を活用し、各種サービスの内容やサービス提供事業者に関する情報の提供、利用者間の情報交換などを行うネットワークづくりに努めます。また、情報活用能力の開発や普及・啓発に努め、障がい者からの情報発信を促進します。

## (2) コミュニケーション支援充実

◇障がいの有無にかかわらず、情報収集・利用ができるようコミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化を進めます。

- ◇曾於市手話言語条例（令和2年4月制定）を踏まえ、手話通訳者の養成を図り、聴覚障がい者（児）などの在宅福祉サービスの充実に努めます。
- ◇障がいにより、コミュニケーション支援が必要な人に対する手話通訳者・要約筆記者等の派遣の充実を図るとともに、ニーズに対応した派遣コーディネート体制の確立に努めます。

## 4. 防災、防犯等の推進

### 【現状と課題】

市では災害時における障がいのある方を含む「避難行動要支援者」の安全確保を最重要課題の一つと認識し、地域防災計画に基づいた体制整備を推進してきました。しかし、障がい特性に応じた個別避難計画の作成や、災害発生後の運営体制の具体化や充実が課題としてあげられます。

障がい者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所（福祉避難スペース）を含む避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取り組みを推進し、また、障がい者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取り組みを推進する必要があります。

### 《施設の基本的方向》

#### (1) 防災・防犯体制の充実

- ◇自力避難の困難な人たちに対する防災知識の普及や災害時の適切な情報提供・避難誘導などの体制充実に努めます。
- ◇災害および緊急事故が発生した場合、消防隊・救急隊などが迅速・的確に活動できるよう、関係機関との連絡網の充実を図るとともに、「曾於市地域防災計画」に基づき、障がいのある人に対する災害時の情報伝達、避難誘導体制および避難所における生活の困難性の軽減などに配慮した対策を図ります。
- ◇地域における福祉ネットワークを利用した要援護者への安否確認体制の導入、避難支援等関係者との情報共有の体制の整備、「個別避難計画」作成の検討や、災害発生後の運営体制の整備を図ります。
- ◇地域における障がいのある人への防犯思想の普及・啓発、防犯パトロールなどの地域安全活動を推進します。

## 5. 行政サービス等における配慮の充実

### 【現状と課題】

曾於市では、選挙における点字投票や代理投票制度の周知・実施、窓口における筆談ボードの設置や障がい者用駐車場の確保など行政サービス等における配慮の充実を行ってきました。今後、高齢化に伴う障がい者の増加や多様なニーズに対応するため、障がい者理解の促進と接遇向上、ICTを活用した情報アクセシビリティの確保、そして移動支援を含む選挙環境のバリアフリー化の推進が求められています。

### «施策の基本的方向»

#### (1) 選挙における配慮等

- ◇点字による候補者情報の提供等、障がい特性に応じた選挙に関する情報提供の充実を図ります。
- ◇移動に困難を抱える障がいのある人に配慮した投票所のバリアフリー化、利用に配慮した投票設備の設置など投票所における投票環境の向上を図るとともに、障がいの特性に応じて自らの意思に基づき円滑に投票できるように取り組みます。
- ◇指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保を図ります。

#### (2) 窓口等における配慮及び障がい者理解の促進

- ◇事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。
- ◇職員が適切に対応するために、職員に対する周知や研修を行い、障がいや障がい者に関する理解を促進することにより窓口等における障がい者への対応の充実を図ります。また、職員が手話を学ぶ機会の確保に努めます。
- ◇行政情報の提供に当たっては、ICTの利用活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。また、ホームページについて、ウェブアクセシビリティの向上への対応に努めます。

## 6. 保健・医療の推進

### 【現状と課題】

市では、生活習慣病の早期発見および重症化予防のために特定健康診査やみなし健診を実施しました。特定健診、およびがん検診では、受診しやすい体制を図るため指定医療機関で受ける個別健（検）診の拡充を行いました。今後も受診率向上を目指し受診体制の整備や障がいの原因となる疾病等の予防に関する施策を着実に進める必要があります。また、乳幼児期からの障がいの早期発見・早期治療に向け、乳児期は医療機関での個別健診を主として実施し、幼児期は1歳半・2歳半・3歳半・5歳に集団健診を実施しています。集団健診では、継続的に幼児期における発育・発達障がい、疾患のリスクを早期に発見できるよう適切な専門職を配置し、早期治療、療育の介入ができる体制を構築しました。また、医療機関、保育施設、教育機関との情報共有により、多職種による支援体制を確立しました。今後は、保護者に対して療育の重要性に関する啓発や、発達障がいや疾患への知識やスキルを持つ専門職の確保と育成が必要です。

### «施策の基本的方向»

#### (1) 精神保健・医療の適切な提供等

- ◇ こころの病気は誰にでも起こり得ることやこころの健康の大切さについて啓発を行うとともに、病気に対する理解等に努めます。
- ◇ 精神疾患の治療のために通院している者を対象とした自立支援医療（精神通院医療）費についての手続きを行います。
- ◇ 不安や悩みを抱えている人が、気軽に相談できる場の提供として「心が元気になる相談室」を毎月1回開設し、自殺防止対策に取り組みます。

#### (2) 保健・医療の充実等

- ◇ 障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な、心身障がいを軽減又は除去するための医療について、医療費の助成を行います。また、障がい者の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの充実を図ります。
- ◇ 障がいにより身体の機能が低下している人を対象に、身体機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるための訓練を行います。また、介護保険制度との連携を図りつつ、加齢に伴う身体機能の低下によって、リハビリテーションが必要な人への対応の充実に努めます。
- ◇ 難病患者及び家族が安心して在宅生活を送れるよう、保健所等と連携した相談支援体制の強化や、最新の医療情報の提供、在宅療養を支える環境整備を推進し、地域で安心して自分らしく暮らせる社会を目指します。

### (3) 障がいの早期発見・早期治療

◇特定健診、およびがん検診の受診率向上を図るため、受診しやすい体制の整備や障がいの原因となる疾病等の予防や治療に関する施策を着実に進めます。

◇乳幼児健康診査や学校における健康診断等により、障がいの早期発見、治療、療育に努めます。また、妊産婦および乳幼児の疾病や障がいの早期発見とともに、保護者に対して療育の重要性に関する啓発や、発達障害や疾患への知識やスキルを持つ専門職の確保と育成を行います。

## 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

### 【現状と課題】

障がい者の自立支援については、障がい者の個々のニーズを踏まえた支援が求められる一方で、地域資源に偏りがあるため、市内で対応できる事業所がなく、対象者が十分に施策の恩恵を受けられない現状があります。生活面での自立に必要なスキル習得や意思決定支援が不十分であり、支援を担う専門職の不足と、関係者のスキル向上などが課題となっています。障がいのある人の望む暮らしを実現できるよう自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築する必要があります。今後は、地域生活支援拠点の整備、多職種連携による個別支援計画の質の向上、そして支援者が意思決定支援の重要性を理解し実践できるよう研修の充実を図ることが求められます。

### «施策の基本的方向»

#### (1) 意思決定支援の推進

◇自ら意思を決定することに支援（意思を形成及び表明する段階の支援を含む）が必要な障がいのある人が障がい福祉サービス等を適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。

◇知的障がいや精神障がいにより判断能力が十分でない人の権利を擁護し、円滑に利用できるよう、後見などの開始の審判請求および後見人などの報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を推進します。

#### (2) 障がい福祉サービスの充実

◇障害者総合支援法によるサービスについて、サービス量の確保や充実に努めます。

◇指定障害福祉サービス事業所において、障がいのある人が希望する生活の実現や生活の質を向上させるための課題等が的確に把握され、一人ひとりにあった個別支援計画が作成されるよう支援します。

- ◇長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切な支給決定に努めます。
- ◇難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮します。
- ◇相談支援事業所やそお地区障がい者等基幹相談支援センター等との連携を深め、相談から支援への円滑な移行や在宅生活の支援に努めます。
- ◇障害福祉サービス等を利用する障がいのある人等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ります。
- ◇介護保険の対象となる方の障がい福祉サービスの利用については、地域包括支援センターなどの関係機関と連携しながら、医療・介護・生活支援等が総合的に提供できる体制の充実に努め、適切なサービス支給に努めます。
- ◇地域における相談支援の中核的な機関であるそお地区障がい者等基幹相談支援センターを中心に、障がいの特性に応じた支援の提供等、関係機関との連携の強化を図るとともに、そお地区自立支援協議会においても課題についての協議を行ない、支援の充実を図ります。
- ◇地域で生活する障がいのある人の相談ニーズに対応するため、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員等への情報の提供等による資質の向上に努めます。

### (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実

- ◇地域生活への移行を希望する障がいのある人について、地域相談支援や障害者総合支援法の居宅介護サービスの提供体制の充実などにより、安心して地域へ移行できるように努めます。
- ◇精神障がい者の地域定着を推進するため、関係機関を対象とした研修会等への参加を促進するとともに、精神障がい者に対する地域住民の偏見・差別をなくすための啓発活動や、保健師等による相談支援を実施します。
- ◇障がいのある人の地域生活を支援するために、地域生活支援拠点等の整備を図ります。障がい者の重度化・高齢化・親なき後の生活への対応や、障がい者の家族に緊急事態（介護者の急病など）が発生した場合に、一時的な宿泊場所が提供できるよう、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能の強化を推進します。
- ◇地域生活への移行に向けて訓練を行う自立訓練事業（機能訓練、生活訓練）の利用を促進して、日常生活や社会生活への復帰を支援します。
- ◇就業を通じた社会参加を促進するため「障害者就業・生活支援センター」と連携して、就業面と生活面の一体的な支援を行います。

#### (4) 相談支援体制の充実

◇障がいのある人の個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況や意向等を踏まえたサービス等利用計画案の作成等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取り組みを進めます。

◇地域における相談支援の中核的な機関であるそお地区障がい者等基幹相談支援センターを中心に、障がいの特性に応じた支援の提供等、関係機関との連携の強化を図るとともに、そお地区自立支援協議会においても課題についての協議を行ない、支援の充実を図ります。

◇地域で生活する障がいのある人の相談ニーズに対応するため、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員等への情報の提供等による資質の向上に努めます。

#### (5) 障がいのある子どもに対する支援の充実

◇児童福祉法に基づく児童発達支援において、日常生活スキルの習得や集団生活への適応などの支援に努めます。

◇児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援については、関係機関と連携し、事業所の支援の質の向上・充実を図るとともに、サービス提供体制の充実に努めます。

◇医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、医療的ケアが必要な障がい児等については、地域において包括的な支援が受けられるように保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めます。

## 8. 教育の振興

### 【現状と課題】

市では、障がいのある子どもたちに対し、個々の教育的ニーズに応じた適切な教育課程を編成し、自立し社会参加する資質や能力を育てています。児童生徒ごとに、個別の教育支援計画をもとに個別の指導計画を作成し個に応じた支援を行っています。

しかし、地域全体で質の高い教育を提供するための専門性を持つ教員や支援員の不足が深刻な課題です。障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、障がいに対する理解を深めるための取り組みを推進する必要があります。

また、高等教育を含む学校教育における障がいのある幼児・児童・生徒及び学生に対する支援を推進するため、障がいのある幼児・児童・生徒及び学生に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努めるとともに、合理的配慮の提供等の一層の充実を図ることが必要です。

さらに、障がい者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進するとともに、共生社会の実現が求められています。

### 《施設の基本的方向》

#### (1) インクルーシブ教育の推進

◇障がいのある幼児・児童・生徒やその保護者に対して、教育、福祉、医療、保健、労働等の各機関が連携して、障がいの早期発見に努め、乳幼児期から学校卒業までのそれぞれの段階にわたり、一貫した相談支援が行われるよう体制の充実に努めます。

◇障がいのある幼児・児童・生徒の就学相談・就学先決定に当たっては、教育委員会が、本人・保護者に対し、多様な学びの場について十分情報提供しつつ、本人・保護者と教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うよう努めます。

◇「いじめの防止等のための基本的な方針」等を踏まえ、障がいのある幼児・児童・生徒が関わるいじめ等の防止や早期発見等に努めます。

#### (2) 教育環境の整備

◇特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上を図るため、特別支援学校のセンター的機能の活用を図るとともに、小・中学校等の教員への研修の充実を図ります。

◇小・中学校に在籍する障がいのある児童生徒の支援における特別支援教育支援員の役割の重要性から、学校等の実情に応じた特別支援教育支援員の配置を促進します。

◇災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、学校施設のバリアフリー化を推進します。

### (3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

◇市立図書館等の障がい者の読書環境の整備を促進します。

◇障がい者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、総合大学などの多様な学習活動を行う学びの場やその機会を提供し、充実を図ります。

## 9. 雇用・就業、経済的自立の支援

### 【現状と課題】

市における障がい者の雇用は進みつつありますが、一般就労移行への障壁は依然として高く、企業側の障がい特性への理解や職場環境の整備など課題を抱えています。

障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図る必要があります。また、一般就労が困難な人に対しては工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援が必要です。

今後は、企業の意識改革を促すための啓発と具体的な支援、地域特性を活かした職域開発、および就労系福祉サービスの工賃向上に向けた取り組みを強化し、障がい者が地域で経済的に自立できる環境整備を進めていく必要があります。

### «施策の基本的方向»

#### (1) 総合的な就労支援

◇就業に関する相談については、障がいのある人の状況に応じて、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、市、相談支援事業所等の関係機関が連携して対応します。

◇就労移行支援事業所での作業や、企業における実習等を通じて、一般就労への移行を目指す就労移行支援サービスの活用を促進します。

◇雇用の分野における障がい者差別の解消を推進するため、障がいのある人が職場で働くに当たって合理的配慮がなされるとともに、障がいを理由として応募や採用を拒否したり、賃金等の労働条件において不利益な扱いがないよう、関係機関と連携しながら、啓発に取り組みます。

◇使用者による虐待についての広報・啓発を行うとともに、虐待事案が発生したときは関係機関と連携して、解決に努めます。

#### (2) 経済的自立の支援

◇特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等の給付や制度の周知及び相談・支援体制の充実に努めます。

◇障がいのある人に係る自動車税等の減免措置及び当該制度に関する周知を行います。

### (3) 障がい者雇用の促進

◇障害者雇用率制度等の障がいのある人の雇用促進施策の制度について、関係機関と連携して周知を図り、同制度を活用して障がいのある人の雇用の促進を図ります。

◇障害者雇用制度における法定雇用率は、令和8年7月に引き上げられることから、事業主等に対する制度の周知や障がいのある人の雇用についての理解の促進に努めるとともに、本市においても、法定雇用率を達成するよう雇用を推進します。

◇障害者優先調達推進法に基づき、本市における障がい者就労施設等からの調達に関する方針を策定するとともに、調達方針に即した調達の実施に努めます。

## 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

### 【現状と課題】

市では、身体の状況に応じて（だれもが）スポーツを楽しみ、生きがいが持てるスポーツ施設の充実を図るためスロープの設置やトイレの改修を含めた施設機能の強化に取り組みました。障がいのある方の文化芸術活動やスポーツへの参加促進については、市内での活動の機会や場所が限られているのが現状です。

今後は、障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がい者の生活と社会を豊かにするとともに、市民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることが重要です。また、共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず誰もが障がい者スポーツに親しめる機会をつくるとともに、地域における障がい者スポーツの一層の普及・充実を図ることが必要です。

### «施策の基本的方向»

#### (1) 文化活動、余暇・レクリエーション活動の充実

◇障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにするとともに市民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。

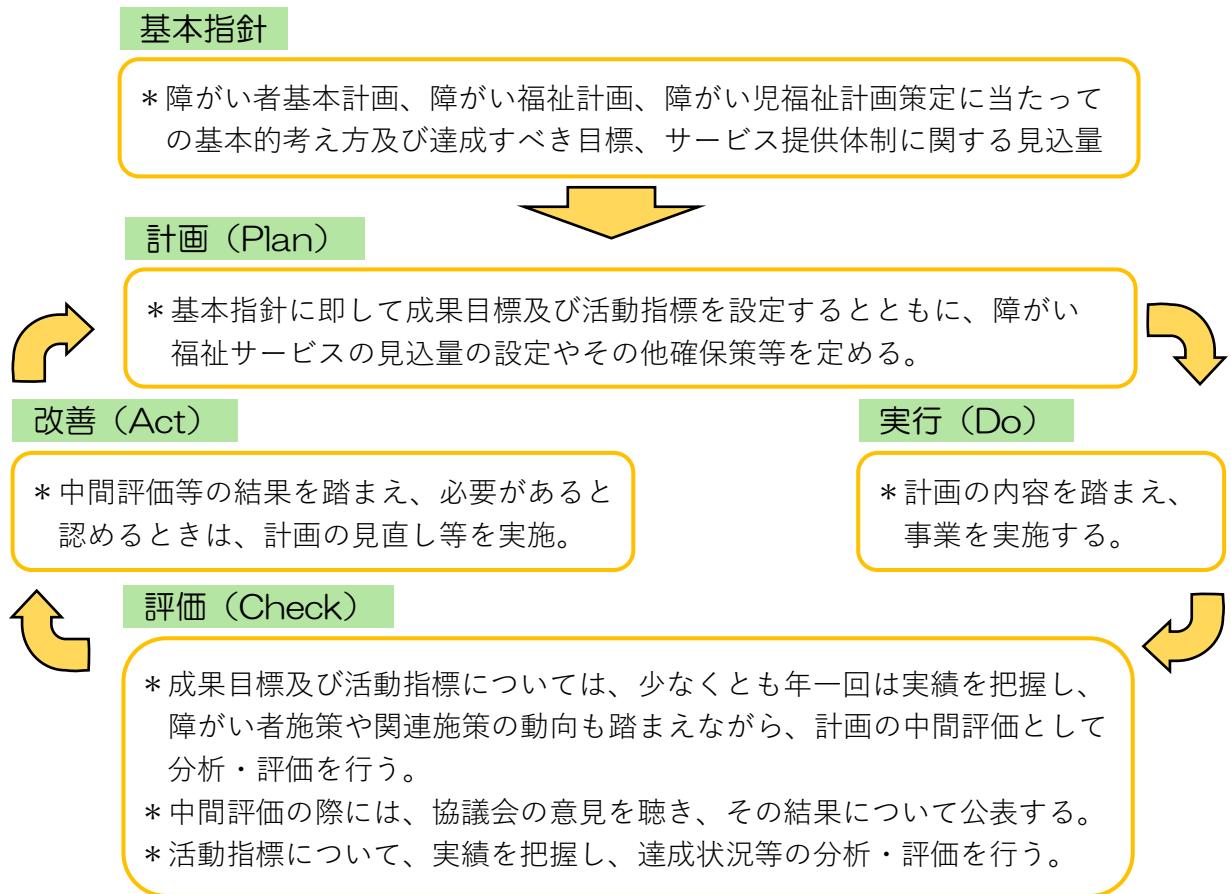
#### (2) スポーツの振興

◇身近で気軽に利用できる地域スポーツ施設として、障がいのある人が四季を通じて（いつでも）、身体の状況に応じて（だれもが）スポーツを楽しみ、生きがいが持てるスポーツができる環境の整備に努めます。

# 第5章 計画の推進体制

## 1. 計画の点検及び評価体制

### 【PDCA サイクルのプロセスイメージ】



## 2. 推進体制の充実

### (1)全庁的な施策の推進

庁内各課の連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していくとともに、障がい者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

### (2)共に進める組織体制の充実

市の全庁的な組織と、市民、事業者、ボランティア、関係機関等の組織を核として、連携体制を整備し、計画を推進します。

# 資料編

## 1. 曽於市福祉計画等策定委員会設置要綱

平成18年10月17日

告示第63号

### (設置)

第1条 曽於市地域福祉計画及び曾於市障がい者基本計画・曾於市障がい福祉計画・曾於市障がい児福祉計画（以下「福祉計画等」という。）の策定に当たり、総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、曾於市福祉計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 策定委員会は、曾於市における福祉の向上に資するため、次に掲げる事項について協議検討する。

- (1) 福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (4) 障がい者のための総合的な福祉施策に関する事項
- (5) 障がい者を取り巻く社会環境の分析及びその対応指針に関する事項
- (6) その他福祉計画等の策定に関し必要な事項

### (組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体の代表 2人以内
- (2) 民生委員・児童委員の代表 1人
- (3) 医療機関の代表 1人
- (4) 障がい者福祉施設の代表 3人以内
- (5) 公民館長等の代表 1人
- (6) ボランティア団体の代表 1人
- (7) 長寿クラブの代表 1人
- (8) 社会福祉協議会の代表 1人

### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める任務が終了するまでの期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認められるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第27号）抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月15日告示第50号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月27日告示第13号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日告示第80号）

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（令和8年1月5日告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

## 2. 曽於市福祉計画等策定委員名簿

(敬称略)

番号	所属等	団体機関等	役職等	氏名	備考
1	障害者団体の代表	財部町身体障害者連絡協議会	会長	安樂 稔	
2		手をつなぐ育成会	会長	川崎 和子	
3	民生委員・児童委員の代表	民生委員児童委員協議会連合会	代表	堀内 哲郎	委員長
4	医療機関の代表	高原病院	社会福祉士	桙井 千絵	
5	障害福祉施設の代表	輪光福祉会	法人事務長	山中 三郎	
6		高之峯園	施設長	中夷 利成	
7		大隅シオン舎	理事長	福永 一史	
8	公民館長等の代表	公民館長等連絡協議会	会長	吉村 幸治	
9	ボランティア団体の代表	岩南校区社会福祉協議会	会長	宮田 喜久男	
10	長寿クラブの代表	長寿クラブ連合会	会長	古川 真一	
11	社会福祉協議会の代表	社会福祉協議会	事務局長	和田 幸次郎	副委員長

### 3. 用語解説

#### あ行

##### アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのこと。

##### アンコンシャス・バイアス

「無意識の偏ったモノの見方」のこと。

##### 意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることできるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み。

##### 移動支援（事業）

屋外での移動に困難がある障がい者（児）に対し、社会参加と自立を促すために外出時の支援を行うこと。

##### 医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に、人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引その他の医療行為を受けることが不可欠である児童のこと。

##### インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

##### ウェブアクセシビリティ

「アクセスのしやすさ」を意味する。高齢者や障がい者のほか、病気やけがなどで一時的に障がいのある人などすべての人が、ホームページで提供されている情報に問題なくアクセスできるように配慮すること。

#### か行

##### 学習障害

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

##### 基幹相談支援センター

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の相談を総合的に行い、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う機関。

## 共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会をいう。

## 高次脳機能障害

交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）が障害された状態を指し、器質性精神障害として位置付けられる。

## 合理的配慮

障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

## 心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

## さ行

### サービス等利用計画

障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がい者のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

### 児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設で、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

### 児童福祉法

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるように努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護され」なければならないとうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司などの専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。

### 社会的障壁

社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

### 社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。

## 障害者基本法

障がい者の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。すべての障がい者は、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、障がいを理由として差別されないことを基本理念とする。

## 障害者総合支援法

障がい者が、障がいの程度や心身の状態などに応じて受けられる福祉サービスを定め、地域社会における日常的な生活を総合的に支援するための法律。

改正障害者基本法を踏まえ、障害者自立支援法の一部を改正し、平成25年4月に施行。

## 障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障がいのある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指すもの。

## 情報アクセシビリティ

アクセシビリティは「利用のしやすさ」のことで、高齢者や障がい者をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンやWebページで提供されている情報にアクセスし利用できること。

## 自立支援医療

心身のがいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のこと。

## 成年後見制度

知的障がい・精神障がい・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人がいろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度のこと。

## た行

### 地域活動支援センター

障がいによって働くことが困難な障がい者の日中の活動をサポートする福祉施設。

### 地域包括ケアシステム

人の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を作っていく取り組み。

### 地域移行支援

障害者支援施設、精神科病院、保護施設又は矯正施設に入所等をしている障がい者に対し、住居の確保、地域生活の準備や障害福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うもの。

### 地域定着支援

居宅で一人暮らしをしている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行うもの。

## 電話リレーサービス

聴覚や発話に困難のある方と聴覚障害者等以外の方との会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につなぐサービス。

## 特定疾患

原因不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれがある少くない疾病として調査研究（難治性疾患克服研究事業）を進めている疾患のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く患者数が少ないため、公費負担の方法をとらないと原因の究明、治療方法の開発等に困難をきたすおそれのある疾患。

## 特別支援教育

自分から社会参加や自立をしようとする取り組みを支援するため、障がいのある幼児、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

## な行

### 内部障害

身体障害者福祉法で規定する身体障がいの一種類。呼吸器機能障がい、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい等で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる者を同法の対象となる身体障がい者としている。

### 難病

難病法においては、「難病」を①発病の機構が明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾病であって、④長期の療養を必要とするもの、と定義し、これらの4つの条件満たす疾病と定義されている。

この「難病」のうち、①患者数が本邦において一定の人数（人口の0.1%程度）に達しないこと、②客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立していること、の要件を満たすものを「指定難病」と定義し、医療費助成の対象としている。令和7年4月1日、348疾患が対象。

なお、障害者総合支援法の対象となる難病の疾病は、376疾患（令和7年4月1日適用）である。

## NET119緊急情報システム

音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステム

## は行

### 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

### バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。

## 110番アプリシステム

聴覚や音声・言語機能などに障がいがあり、電話による音声での110番通報が困難な方が、スマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報できるシステム。

## 福祉避難所

災害時に高齢者や障がい者など、一般の避難所での生活が困難な方々を対象に設置される特別な避難所。

## や行

### ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

### ユニバーサルデザイン

最初から誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、もの、しきみ、サービスなどを提供していくこうとする考え方のこと。

## ら行

### リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復の技術的訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において主体的、自立的、自由といった人間本来の生き方の回復を目指す障がい者施策の理念の1つ。

## 療育

障がいのある子どもやその可能性のある子どもに対し、個々の発達の状態や障がいの特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指し支援すること。

## 療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された人に対して一貫した指導・助言を行うとともに、各種の支援を受けやすくするための手帳。

## マーク・標識

### 障害者のための国際シンボルマーク

障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマーク。



### 盲人のための国際シンボルマーク

視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられている。



<p><b>身体障害者標識（身体障害者マーク）</b></p> <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられる。</p>	
<p><b>聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）</b></p> <p>聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられる。</p>	
<p><b>ほじょ犬マーク</b></p> <p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマーク。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言う。</p>	
<p><b>耳マーク</b></p> <p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマーク。</p>	
<p><b>ヒアリングループマーク</b></p> <p>補聴器や人工内耳に内蔵されている磁気誘導コイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマーク。</p>	
<p><b>オストメイトマーク</b></p> <p>病気や事故が原因で人工肛門・人口膀胱を増設している人の為の設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表してます。</p>	
<p><b>ハート・プラスマーク</b></p> <p>内部障がいや内臓障がいの理解や協力を広げるために作られたマーク。</p>	
<p><b>手話マーク</b></p> <p>耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になる。</p>	
<p><b>筆談マーク</b></p> <p>耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になる。</p>	
<p><b>白杖SOSシグナル普及啓発シンボルマーク</b></p> <p>白杖を頭上に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマーク。</p>	
<p><b>ヘルプマーク</b></p> <p>義足・人工関節を使用している方、内部障がい・難病をお持ちの方、または妊娠初期の方や精神障がい、発達障がい、知的障がいなどで、援助や配慮を必要としていることを知らせるマーク。</p>	